

香川県新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議（第2回） 次第

日時：令和2年2月21日（金）13：00～

場所：香川県庁北館3階 303会議室

1. あいさつ

2. 議 題

（1）新型コロナウイルス感染症の現状に関する情報共有について

（2）新型コロナウイルス感染症による影響と対策について

（3）その他



香川県新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議（メンバー）

会長 健康福祉部長 安藤 照文

副会長 危機管理総局次長 寺嶋 賢治

所 属	職名	氏 名	備 考
健康福祉部	医療調整監	星川 洋一	
自治振興課	課長	森 寿貴	
総務学事課	課長	古沢 保典	
広聴広報課	課長	大庭 康博	
国際課	課長	谷口 英二	
危機管理課	課長	石川 恵市	
くらし安全安心課	課長	小瀧 賢士	
健康福祉総務課	課長	長尾 英司	
薬務感染症対策課	課長	井上 喜美子	
長寿社会対策課	課長	井下 秀樹	
医務国保課	課長	尾崎 俊史	
生活衛生課	課長	石川 勲	
産業政策課	課長	海津 洋	
経営支援課	課長	石井 一暢	
交流推進課	課長	桑原 仁	
観光振興課	課長	中 澄夫	
観光振興課 国際観光推進室	室長	陶山 尚志	
交通政策課	課長	近藤 壽文	
農政課	課長	河西 浩一	
港湾課	課長	杉峯 正夫	
県立病院課	課長	遠山 宏	
小豆保健所	所長	岩井 敏恭	
東讃保健所	所長	丸山 保夫	
中讃保健所	所長	小倉 永子	
西讃保健所	所長	仁木 賢	
環境保健研究センター	所長	橋本 和久	
保健体育課	課長	宮滝 寛己	
香川県警察本部 警備部警備課	課長	谷本 郁夫	
高松市保健所	所長	大西 聡	



(1) 新型コロナウイルス感染症の現状に関する情報共有について

新型コロナウイルス感染症への国や県などの対応状況について(業務感染症対策課) 資料 1 (P1～)

各課関係資料

業務感染症対策課

資料 2 (P3～)

長寿社会対策課

資料 3 (P43～)

自治振興課

資料 4 (P65～)

港湾課

資料 5 (P67～)

保健体育課

資料 6 (P85～)

(2) 新型コロナウイルス感染症による影響と対策について

新型コロナウイルス感染症による影響と対策について 資料 7 (P109～)

(3) その他

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で中止となった行事 資料 8 (P111～)



令和2年2月21日現在

## 新型コロナウイルス感染症への国や県などの対応状況について(これまでの主な経過)

## 1 国等の対応

- 令和元年12月 武漢市衛生健康委員会が武漢市における非定型肺炎の集団発生について発表
- 令和2年1月7日 空港内の検疫所において、従来から行っているサーモグラフィーを用いた体温チェックや健康状態の確認に加え注意喚起のポスターを掲示、武漢市からの帰国者・入国者で、咳や発熱等の症状がある者に対し、自己申告の呼びかけ
- 令和2年1月14日 世界保健機関（WHO）が、記者会見で新種コロナウイルスを検出と認定
- 令和2年1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議を開催
- 令和2年1月24日 検疫において、これまでの対応に加えて、中国からの航空便で「機内アナウンス」、乗客全員に健康カードの配布を開始
- 令和2年1月27日 今回の新型コロナウイルス感染症に関して、感染症法・検疫法に基づく指定感染症・検疫感染症に指定する方針を示す
- 令和2年1月28日 「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」公布  
公布の日から起算して十日を経過した日（2月7日）からの施行
- 令和2年1月30日 第1回 新型コロナウイルス感染症対策本部を開催
- 令和2年1月31日 世界保健機関（WHO）の緊急委員会が、中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況について「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC: Public Health Emergency of International Concern）」に該当すると発表
- 令和2年1月31日 第2回、第3回 新型コロナウイルス感染症対策本部を開催
- 令和2年1月31日 「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令」公布。施行期日を、公布の日から起算して四日を経過した日（2月1日）に改める
- 令和2年2月1日 第4回 新型コロナウイルス感染症対策本部を開催
- 令和2年2月1日 検疫所において中華人民共和国からの航空機、客船（貨物船）について、過去14日以内に湖北省滞在歴を確認し、湖北省に滞在歴のある者については、健康状態のフォローアップを実施、滞在歴又は発熱等の疑いがある者について、質問表を用いて詳細に症状を確認

- 令和2年2月1日 日本に入国する前14日以内に湖北省に滞在歴にある外国人及び湖北省が発行した中国旅券を保持する外国人について、入国拒否の措置を講じる
- 令和2年2月5日 第5回 新型コロナウイルス感染症対策本部を開催
- 令和2年2月6日 第6回 新型コロナウイルス感染症対策本部を開催
- 令和2年2月12日 第7回 新型コロナウイルス感染症対策本部を開催
- 令和2年2月13日 第8回 新型コロナウイルス感染症対策本部を開催  
(新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を取りまとめ)
- 令和2年2月13日 感染者が多数に上っている地域から来訪する外国人や、感染症の発生のおそれがある旅客船に乗船する外国人に対し、迅速に上陸拒否を行うことのできる措置を講じる
- 令和2年2月14日 第9回 新型コロナウイルス感染症対策本部を開催
- 令和2年2月16日 第10回 新型コロナウイルス感染症対策本部を開催
- 令和2年2月18日 第11回 新型コロナウイルス感染症対策本部を開催

## 2 本県の対応

- 国の通知を受けて、医療機関等関係機関に周知、県HPに掲載し、県民に向けて情報提供
- 令和2年1月24日 新型コロナウイルスに関連肺炎に関する庁内会議
- 令和2年1月29日 各保健所に電話相談窓口を設置
- 令和2年1月29日 香川県環境保健研究センターにおいて、新型コロナウイルス検査の実施体制整備
- 令和2年2月1日 「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令」の施行を県医師会、第一種、第二種感染症指定医療機関等関係機関に通知
- 令和2年2月3日 各保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置
- 令和2年2月10日 第1回 新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議を開催
- 令和2年2月21日 第2回 新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議を開催



報道関係者 各位

令和2年2月20日

【照会先】

健康局 結核感染症課

係長 山田 大悟

(代表電話) 03(5253)1111

## 新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について (令和2年2月20日版)

2月20日現在の状況及び厚生労働省の対応についてお知らせします。(2月20日正午までの各国機関やWHO等から発表された内容を踏まえ、2月19日報から下線部分を更新しました。)

国内では、2月19日に今般の新型コロナウイルスに関連した感染症の患者11名(60例目から70例目、うち1例はチャーター第5便の帰国者)の報告があり、プレスリリースを行いました。

### 1. 国内の状況について

2月20日12:00現在、70例の患者、14例の無症状病原体保有者が確認されている。

#### 【内訳】

- ・患者70例(国内事例60例、チャーター便帰国者事例10例)
- ・無症状病原体保有者14例(国内事例10例、チャーター便帰国者事例4例)

うち日本国籍60名、調査中8名である。

	PCR検査実施人数	PCR検査陽性者 (うち湖北省滞在歴がある者)	うち無症状者	うち有症状者						
				うち退院した者	うち入院中の者	うち軽～中等症の者	うち人工呼吸器又は集中治療室に入院している者	うち確認中	うち死亡者	
国内事例 (チャーター便帰国者を除く)	603人	70※ <sup>1</sup> (12)	10	60	16	43	24	7	12	1
チャーター便帰国者事例 (水際対策で確認)	829人※ <sup>2</sup>	14 (14)	4	10	4	6	6	0	0	0
合計	1,432人	84 (26)	14	70	20	49	30	7	12	1

※1 うち日本国籍46人

※2 チャーター便帰国者事例の764人については、付添1人を含む。

①国内事例（②チャーター便帰国者を除く） 【※詳細は別添1参照】

- ・ 患者60例、無症状病原体保有者10例
- ・ 2月19日18時時点までに疑似症サーベイランスおよび積極的疫学調査に基づき、計603件の検査を実施。そのうち60例が陽性、514例が陰性、29例が結果待ち。
- ・ 上記患者のうち入院中43名、退院16名、死亡1名。
- ・ 無症状病原体保有者10名は入院中または入院予定。

②チャーター便帰国者に係る発生状況

(水際対策で確認された事例：武漢市からのチャーター便帰国者)

【※詳細は別添2参照】

- ・ 患者10例、無症状病原体保有者4例
- ・ 患者のうち入院中6名、退院4名。
- ・ 無症状病原体保有者4名のうち、入院中2名、退院2名。

2. クルーズ船での発生状況について

- ・ 2月3日に横浜港に到着したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」については、延べ3,011名について、新型コロナウイルスに関する検査を実施したところ、陽性が確認されたのは621名（うち無症状病原体保有者延べ322名）。

(※) なお、本件については、WHOの各国の発生状況の報告において、日本国内の発生件数とは別個（その他）の件数として取り扱われています。

・ 本日、14日間の健康管理期間が経過し、陰性が確認されていた方のうち274名の方が、10時20分から15時40分にかけて下船しました。

- ・ 船内支援として医師、看護師、薬剤師を船内に派遣し、医薬品等の配布・相談対応を行っています。
- ・ 2月3日に横浜港に到着し、現在着岸検疫を実施中のクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」については、2月5日の朝以降、感染が拡大することのないよう乗客全員の自室での待機をお願いし、健康観察を行っております。  
健康観察の開始から14日目となる2月19日までの間、発熱・呼吸器症状等の症状がなく経過し、ウイルス検査で『陰性』であることが確認された乗客については、WHOにおいて健康観察の対象とすべき期間が14日間とされていること等を踏まえ、新型コロナウイルスに感染しているおそれはないことが明らかであることから、2月19

日、検疫法第5条第1号に基づき、検疫所長から順次上陸が許可され、下船し、日常の生活に戻ることができるものと考えています。

### 3. 国民の皆様へのメッセージ

今後とも中国等の発生状況を注視し、各関係機関と密に連携しながら、迅速で正確な情報提供に努めてまいります。国民の皆様におかれましては、マスクの着用や手洗いの徹底などの通常の感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

厚生労働省のこれまでの対応については、別添3をご参照ください。

#### ◆国民の皆様へのメッセージ

○国民の皆様におかれては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

○次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。

(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

【相談後、医療機関にかかる時のお願い】

○帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。

○医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみを

する際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる) の徹底をお願いします。

**【多くの方が集まるイベントや行事等の参加・開催について】**

○多くの方が集まるイベントや行事等に参加される場合も、お一人お一人が咳エチケットや頻繁な手洗いなどの実施を心がけていただくとともに、イベントや行事等を主催する側においても、会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなど、可能な範囲での対応を検討いただけますようお願いいたします。

#### 4. 国外の発生状況について

・海外の国・地域の政府公式発表に基づく、2月20日12:00現在、日本国外で新型コロナウイルス関連の肺炎と診断されている症例及び死亡例の数は以下のとおり。

国・地域	感染者数	死亡者数
中国※	74,576名	2,118名
香港	65名	2名
マカオ	10名	0名
台湾	24名	1名
タイ	35名	0名
韓国	82名	0名
米国	15名	0名
ベトナム	16名	0名
シンガポール	84名	0名
フランス	12名	1名
オーストラリア	15名	0名
マレーシア	22名	0名
ネパール	1名	0名
カナダ	8名	0名
カンボジア	1名	0名
スリランカ	1名	0名
ドイツ	16名	0名
アラブ首長国連邦	9名	0名
フィンランド	1名	0名
イタリア	3名	0名
インド	3名	0名
フィリピン	3名	1名
英国	9名	0名
ロシア	2名	0名
スウェーデン	1名	0名
スペイン	2名	0名
ベルギー	1名	0名
エジプト	1名	0名

※ 中国：2/13より診断基準変更（湖北省においては、臨床診断病例が追加）

(参考)

・ 中国における新型コロナウイルス感染症の発生状況

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/situation-reports/>

・ 中国における原因不明肺炎について (世界保健機関 (WHO) Disease Outbreak News) :

<https://www.who.int/csr/don/05-january-2020-pneumonia-of-unkown-cause-china/en/>

・ 海外感染症発生情報 原因不明の肺炎-中国 (厚生労働省検疫所 HP FORTH) :

<https://www.forth.go.jp/topics/20200106.html>

・ 中国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について (事務連絡) :

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000582709.pdf>

・ 中国武漢市における肺炎の集団発生に関する WHO の声明 (世界保健機関 (WHO) :

<https://www.who.int/china/news/detail/09-01-2020-who-statement-regarding-cluster-of-pneumonia-cases-in-wuhan-china>

・ 新しいコロナウイルス - 大韓民国 (世界保健機関 (WHO) Disease Outbreak News) :

<https://www.who.int/csr/don/21-january-2020-novel-coronavirus-republic-of-korea-ex-china/en/>

・ 中華人民共和国国家衛生健康委員会 :

<http://www.nhc.gov.cn/wjw/index.shtml>

・ 武漢市衛生健康委員会 :

<http://wjw.wuhan.gov.cn/>

・ 広東省衛生健康委員会 :

<http://ws.jkw.gd.gov.cn/>

・ 衛生福利部疾病管制署 (台湾 CDC) :

<https://www.cdc.gov.tw/?aspxerrorpath=/rwd/english>

・ 中国における新種のコロナウイルスについて (世界保健機関 (WHO) Disease Outbreak News) :

<https://www.who.int/csr/don/12-january-2020-novel-coronavirus-china/en/>

・ 厚生労働省 Twitter :

<https://twitter.com/mhlwtwitter?lang=ja>

・ First Travel-related Case of 2019 Novel Coronavirus Detected in United States :

<https://www.cdc.gov/media/releases/2020/p0121-novel-coronavirus-travel-case.html>

・ International Health Regulations Emergency Committee on novel coronavirus in China

(世界保健機関 (WHO) )

<https://www.who.int/news-room/events/detail/2020/01/30/default-calendar/international-health-regulations-emergency-committee-on-novel-coronavirus-in-china>

(別添1) 国内事例 (チャーター便帰国者を除く)

・ 2月20日12:00現在、確認されている国内の発生状況は以下のとおり。

【国内事例 (チャーター便帰国者を除く)】

新 No.	旧 No.	確定日	年代	性別	居住地	周囲の患者 の発生※	濃厚接触者 の状況
1	1	1/15	30代	男	神奈川県	なし	38名特定 健康観察終了
2	2	1/24	40代	男	中国 (武漢市)	なし	32名特定 健康観察終了
3	3	1/25	30代	女	中国 (武漢市)	なし	7名特定 健康観察終了
4	4	1/26	40代	男	中国 (武漢市)	No. 19	2名特定 健康観察終了
5	5	1/28	40代	男	中国 (武漢市)	なし	3名特定 健康観察終了
6	6	1/28	60代	男	奈良県	No. 8 No. 13	22名特定 健康観察終了
7	7	1/28	40代	女	中国 (武漢市)	なし	2名特定 健康観察終了
8	8	1/29	40代	女	大阪府	No. 6	2名特定 健康観察終了
9	10	1/30	50代	男	三重県	なし	3名特定 健康観察終了
10	11	1/30	30代	女	中国 (湖南省)	なし	4名特定 健康観察終了
11	12	1/30	20代	女	京都府	なし	なし

12	13	1/31	20代	女	千葉県	No. 6	1名特定 健康観察終了
13	17	2/4	30代	女	中国 (武漢市)	No. 20	6名特定 健康観察実施中
14	19	2/4	50代	男	中国 (湖北省)	No. 4	調査中
15	20	2/5	40代	男	中国 (武漢市)	No. 17	6名特定 健康観察実施中
16	21	2/5	20代	男	京都府	調査中	1名特定 健康観察実施中
17	26	2/11	50代	男	神奈川県	調査中	調査中
18	27	2/13	80代	女	神奈川県	No. 28 No. 48	調査中
19	28	2/13	70代	男	東京都	調査中	調査中
20	29	2/13	50代	男	和歌山県	No. 31	調査中
21	30	2/13	20代	男	千葉県	調査中	<u>51名特定</u> <u>健康観察実施中</u>
22	31	2/14	70代	男	和歌山	No. 29 No. 54	調査中
23	32	2/14	60代	女	沖縄県	<u>不明</u>	<u>16名特定</u> <u>健康観察実施中</u>
24	33	2/14	50代	女	東京都	No. 28	調査中



25	34	2/14	70代	男	東京都	No. 28	調査中
26	35	2/14	60代	男	愛知県	調査中	3名特定 健康観察実施中
27	36	2/14	50代	男	北海道	調査中	45名特定 健康観察実施中
28	37	2/14	30代	男	神奈川県	調査中	<u>6名特定</u> <u>健康観察実施中</u>
29	38	2/14	50代	男	和歌山県	No. 20	調査中
30	39	2/14	50代	女	和歌山県	No. 29	調査中
31	40	2/15	60代	男	和歌山県	No. 29 No. 50 No. 51	調査中
32	41	2/15	40代	男	東京都	No. 45	調査中
33	42	2/15	60代	女	東京都	No. 28	調査中
34	43	2/15	60代	女	愛知県	No. 35 No. 44	調査中
35	44	2/16	60代	男	愛知県	No. 43 No. 53 No. 59	<u>7名特定</u> <u>健康観察実施中</u>
36	45	2/16	30代	男	東京都	No. 41	調査中
37	46	2/16	60代	男	調査中	調査中	調査中

38	47	2/16	60代	男	調査中	No. 28	調査中
39	48	2/17	40代	女	神奈川	No. 27	<u>4名特定</u> <u>健康観察実施中</u>
40	49	2/17	50代	男	東京都	調査中	調査中
41	50	2/17	80代	女	和歌山県	No. 40	調査中
42	51	2/17	50代	男	和歌山県	No. 40	調査中
43	52	2/17	50代	男	和歌山県	調査中	調査中
44	53	2/17	60代	男	愛知県	No. 44 No. 59	<u>3名特定</u> <u>健康観察実施中</u>
45	54	2/18	60代	男	和歌山県	No. 22	調査中
46	55	2/18	30代	男	和歌山県	調査中	調査中
47	56	2/18	80代	男	東京都	調査中	調査中
48	57	2/18	20代	男	東京都	調査中	調査中
49	58	2/18	50代	男	東京都	調査中	調査中
50	59	2/18	60代	男	愛知県	No. 44 No. 53	<u>3名特定</u> <u>健康観察実施中</u>

<u>51</u>	<u>60</u>	<u>2/18</u>	<u>80代</u>	男	神奈川県	No. 27 No. 61	調査中
<u>52</u>	<u>61</u>	<u>2/18</u>	<u>70代</u>	男	神奈川県	No. 60	調査中
<u>53</u>	<u>62</u>	<u>2/19</u>	<u>60代</u>	男	神奈川県	調査中	調査中
<u>54</u>	<u>63</u>	<u>2/19</u>	<u>40代</u>	男	北海道	調査中	調査中
<u>55</u>	<u>64</u>	<u>2/19</u>	<u>60代</u>	男	北海道	調査中	調査中
<u>56</u>	<u>65</u>	<u>2/19</u>	<u>60代</u>	男	沖縄県	調査中	調査中
<u>57</u>	<u>66</u>	<u>2/19</u>	<u>70代</u>	男	東京都	調査中	調査中
<u>58</u>	<u>67</u>	<u>2/19</u>	<u>70代</u>	女	東京都	調査中	調査中
<u>59</u>	<u>68</u>	<u>2/19</u>	<u>70代</u>	女	東京都	調査中	調査中
<u>60</u>	<u>69</u>	<u>2/19</u>	<u>50代</u>	女	愛知県	調査中	調査中

(注) : 14例目は中華人民共和国に帰国しているため、現在の状況は不明。

18例目は死亡例。

その他、10例の無症状病原体保有者が確認されている。

(別添2) 水際対策で確認された事例：武漢市からのチャーター便帰国者に係る発生状況

チャーター便	No.	旧 No.	確定日	年代	性別	居住地	周囲の患者の発生	濃厚接触者の状況
1便	1	9	1/30	50代	男	中国 (武漢市)	無症状病原体保有者 2名確認	なし
3便	2	14	2/1	40代	男	調査中	なし	なし
1便	3	15	2/1	40代	男	中国	なし	2名特定 健康観察終了
1便	4 *1	16	2/1	40代	男	中国 (武漢市)	不明	11名特定 健康観察実施中
2便	5	18	2/4	50代	女	千葉県	調査中	なし
2便	6 *1	22	2/5	50代	男	中国 (武漢市)	なし	なし
4便	7	23	2/8	20代	男	中国 (武漢市)	なし	2名特定 健康観察実施中
2便	8 *2	24	2/10	40代	男	埼玉県	なし	2名特定 健康観察実施中
1便	9 *2	25	2/10	50代	男	中国 (武漢市)	不明	なし
5便	10	70	2/19	50代	男	中国 (湖北省)	不明	調査中

(\*1) : No. 4、No. 6は当初、無症状病原体保有者。

(\*2) : No. 8、No. 9は当初、無症状かつPCR検査陰性。

その他、4例の無症状病原体保有者が確認されている。

(別添3) 厚生労働省の通知・事務連絡一覧

【検疫関係】

- ・「健康フォローアップセンター」を設立し、入国する人の武漢滞在歴や有症状者への接触歴等を把握して健康状態のフォローアップを実施  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000590024.pdf>
- ・船舶代理店に対して中国からの本邦到着便において、船内アナウンスの実施および健康カードの配布を依頼  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588459.pdf>
- ・航空会社に対して中国からの本邦到着便において、機内アナウンスの実施および健康カードの配布を依頼  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588131.pdf>
- ・空港等の検疫ブースにおける武漢市からの帰国者及び入国者に対する自己申告の呼びかけポスターの更新  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000585391.pdf>
- ・帰国者に対する現行の検疫体制の継続（日本への入国者に対し、サーモグラフィー等を用いて、発熱等の症状がないか確認を実施）し、武漢市からの入国者に対しては健康状態の把握を併せて実施
- ・航空会社に対して、機内アナウンスにて武漢市からの帰国者及び入国者に対する自己申告の呼びかけについて協力を依頼  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000586401.pdf>
- ・新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る協力依頼について（航空会社宛て）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588131.pdf>

【医療機関・保健所等での対応関係】

- ・社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について（自治体宛て）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000598104.pdf>
- ・保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について（自治体宛て）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000598105.pdf>
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）（自治体宛て）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597947.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の更なる確保について（依頼）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597945.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保に係る支援について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597944.pdf>
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597947.pdf>

- ・精神保健福祉センター等における新型コロナウイルスに関する心のケアについて  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597521.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業者の人員基準等の臨時的な取扱いについて  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597519.pdf>
- ・「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597518.pdf>
- ・社会福祉施設等における職員の確保について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597517.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）（自治体宛て）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596426.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について（自治体宛て）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596978.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（自治体宛て）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596979.pdf>
- ・社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（その2）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596203.pdf>
- ・新型コロナウイルスを検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令等（施行通知）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596291.pdf>
- ・社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596202.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保及び感染症指定医療機関における新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596162.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について（その4）（別添1）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000595972.pdf>
- ・医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（自治体宛て）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000595966.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症患者等に入院病床等の確保について（依頼）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000595752.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の強化について（依頼）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000595755.pdf>
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届け出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594992.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症の診査に関する協議会の運営について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593837.pdf>
- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593843.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593853.pdf>

- ・地方自治体に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いの一部改正について通知  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000592995.pdf>
- ・地方自治体に対し、旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について通知  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594151.pdf>
- ・地方自治体に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等の一部改正について通知  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000592718.pdf>
- ・地方自治体に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について通知  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000591991.pdf>
- ・地方自治体に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて通知  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000592808.pdf>
- ・地方自治体に対し、新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の整備を依頼  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000591991.pdf>
- ・地方自治体に対し、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行について通知  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000589747.pdf>
- ・国立感染症研究所で実施している検査について、全国の地方衛生研究所でも検査が可能となるように体制を整備。特に留意すべき濃厚接触者(例：医療従事者)について、患者対応に係る注意喚起を実施するとともに濃厚接触者の把握と健康状態の観察を着実に実施  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000587893.pdf>
- ・中国武漢市以外に流行が拡大した場合には、その流行地域からの訪日客及び帰国者が入国後に発熱等の症状を認めた際にも、医療機関において行動歴等の詳細な聞き取りを行い、保健所と連携して疑似症サーベイランス（原因不明の肺炎患者等を把握して検査につなげる制度）を確実に実施
- ・国立感染症研究所と国立国際医療センターにおいて、医療機関における対応と院内感染対策に関する情報を更新（疑似症サーベイランスの運用を検討する対象を武漢市への渡航歴等がある画像検査などで肺炎と診断された方へ拡大）  
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-1.html>
- ・国立感染症研究所と国立国際医療センターにおいて、新型コロナウイルス関連肺炎患者の退院及び退院後の経過観察に関する方針（案）を策定  
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9314-ncov-200117-2.html>
- ・国内で確認された感染者の濃厚接触者に対して健康観察を引き続き実施
- ・中国からウイルスの遺伝子配列情報が公開されたことを踏まえ、国立感染症研究所で検査方法を構築。  
[https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/Detection\\_of\\_nCoV\\_report200121.pdf](https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/Detection_of_nCoV_report200121.pdf)

- ・国立感染症研究所において、新型コロナウイルス関連肺炎に対する積極的疫学的調査実施要領(暫定版)を作成

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>

- ・自治体及び関係機関に対し、原因が明らかでない肺炎等の患者に係る、国立感染症研究所での検査制度(疑似症サーベイランス)の適切な運用について依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000582709.pdf>

- ・国立感染症研究所において、自治体及び関係機関に対し、新型コロナウイルス感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアルを策定

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/9325-manual.html>

- ・自治体に対し新型コロナウイルスに関する検査対応について依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000587893.pdf>

#### 【情報発信】

- ・新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談(コールセンター)をフリーダイヤル化

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09347.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09347.html)

- ・新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)の設置

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09151.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09151.html)

- ・地方自治体に対し、訪日外国人旅行者に発熱と咳等の症状があった場合に宿泊施設の対応について周知

- ・新型コロナウイルス関連肺炎に関するQ&Aを発出し、広く国民に情報提供を行っている(随時更新)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html)

- ・厚生労働省検疫所ホームページ「FORTH」における、渡航者への注意喚起

<https://www.forth.go.jp/topics/202001211450.html>

- ・厚生労働省Twitter等によるタイムリーな情報発信の実施

#### 【その他】

- ・新型コロナウイルス感染症関連特別融資について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09513.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09513.html)



# 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策

令和2年2月13日  
新型コロナウイルス感染症対策本部

- 何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に必要な対策は躊躇なく実行するとの方針のもと、与党等の提言も踏まえ、当面緊急に措置すべき対応策をとりまとめた。
- このため、今年度予算の着実な執行に加え、第一弾として予備費103億円を講じることにより、総額153億円の対応策を実行する。
- 今後も、事態の状況変化を見極めながら、政府一丸となって、予備費も活用して、国内感染対策、水際対策、水際対策、水際対策、水際対策を講じていく。

## 2. 緊急対応策（主なもの）

### (1) 帰国者等への支援

#### ◆ 帰国者等の健康管理、感染拡大防止のための支援

- 政府チャーター機による帰国者等及びクルーズ船ダイヤモンド・プリンセスの乗員・乗客の生活支援・健康管理に万全を期すための支援物資の配布等
- 国の要請等に基づき、受入れに協力いただいた民間企業等に対する対応



船内の患者を病室へ搬送する様子

### (2) 国内感染対策の強化

#### ◆ 病原体等の迅速な検査体制の強化等

- 国立感染症研究所への多量検体検査システム等の緊急整備
- 全国の地方衛生研究所の検査体制拡充支援
- 新型コロナウイルス感染症の検査法の開発



PCR検査

#### ◆ 感染症指定医療機関等の治療体制・機能の強化

- 国立国際医療研究センター等の治療法開発の加速化
- 帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの設置支援

#### ◆ 検査キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の研究開発の促進

- 簡易診断キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の開発に早急に着手
- 民間企業とも協力しつつ、予防・診断・治療法の開発につながる技術の確立
- 感染症流行対策イノベーション連合への拠出を通じたワクチンの早期開発支援

#### ◆ マスク、医薬品等の迅速かつ円滑な供給体制の確保

### (4) 影響を受ける産業等への緊急対応

#### ◆ 国民及び外国人旅行者への迅速かつ正確な情報提供と風評対策

- JNTOによる訪日外国人旅行者に対する正確な情報発信
- 厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）の設置
- 宿泊事業者、観光協会等に対する適切な情報提供等

### (3) 水際対策の強化

#### ◆ 全国の検疫所等の検査体制・機能の強化

- 地方出入国在留管理局と検疫所との連携強化による厳格な上陸審査
- 検疫官の応援等の体制強化等による検査体制の強化
- 航空会社や旅客船事業者等に対する協力要請

#### ◆ 健康フォローアップセンターの体制整備による検査機能の充実

- 健康フォローアップセンターを中心とした自治体との連携、情報共有等の必要な体制の緊急整備

#### ◆ 入国管理の更なる強化

- 出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否の対象となる地域、旅客船の包括指定による機動的な対応



通訳を介した上陸審査の様子

### (5) 国際連携の強化等

#### ◆ 感染症対策に係る国際支援

- 分離したウイルスを研究開発用に無償供与
- アジア各国等への医療資機材等の供与・検査体制の充実への貢献
- 各国地域の連携による国際的な感染源の把握
- NPOなどによる国際貢献の支援



## 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策

令和 2 年 2 月 13 日

新型コロナウイルス感染症対策本部

### 1. 基本方針

新型コロナウイルス感染症は、昨年 12 月、中国湖北省武漢市において確認されて以降、中国を中心に感染が国際的に広がりを見せており、世界保健機関（WHO）は、1月30日<sup>1</sup>、新型コロナウイルス感染症について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態<sup>2</sup>」を宣言した。

我が国は、速やかに新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」に指定するとともに、2月1日から、上陸の申請日前 14 日以内に湖北省における滞在歴がある外国人等について、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否の措置を講じた。さらに、2月13日から、より包括的かつ機動的な水際対策として、感染者が多数に上っている地域から来訪する外国人や、感染症の発生のおそれがある旅客船に乗船する外国人に対し、迅速に上陸拒否を行うことのできる措置を講じた。

また、世界に先駆けて、武漢在住の邦人等 763 人の帰国を支援し、帰国後の生活支援、健康管理を行ってきたほか、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセスについて、検疫法に基づく検疫を実施中である。

こうした状況下において、政府として、国民の不安をしっかりと受け止め、水際対策とウイルスの国内まん延を食い止めることに全力を挙げて取り組む。あわせて、国内の検査・治療・相談体制等の充実・拡充に向け、やるべき対策を躊躇なく決断し、実行していく。

今般、何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に、当面緊急に措置すべき対応策をとりまとめた。このため、今年度予算を着実に執行するとともに、これに加え、第一弾として予備費 103 億円を講じることにより、総額 153 億円の対応策を実行する。その上で、今後も、事態の状況変化を見極めながら、政府一丸となって、予備費も活用して、国内感染対策、水際対策、また、観光業への対策等、緊急度に応じて、順次施策を講じていく。

<sup>1</sup> ジュネーブ時間

<sup>2</sup> PHEIC: Public Health Emergency of International Concern

## 2. 緊急対応策

### (1) 帰国者等への支援

#### ○帰国者等の健康管理、感染拡大防止のための支援

政府チャーター機による帰国者等及びクルーズ船ダイヤモンド・プリンセスの乗員・乗客（以下「帰国者等」という。）の生活支援及び健康管理に万全を期すため、各府省庁連携の下、医官、看護官を含む自衛官等をはじめ多くの政府職員を派遣し、さらに、DMAT・DPATをはじめとする医療従事者等の協力も得ながら、支援物資の配布、携帯電話やWi-Fi ルーター・簡易無線等の通信機器の提供、PCR 検査<sup>3</sup>、健康相談等を実施している。引き続き、帰国者等の方々の健康管理に万全を期すため、ニーズに応じて必要な活動を行う。

あわせて、今般、国の要請等に基づき、政府チャーター機で帰国された方々の受入れに協力いただいた民間企業等に対して、その貢献を踏まえた必要な対応を行う。また、政府職員が全力で本業務に取り組めるよう必要な環境整備を行う。

#### ○帰国者等の円滑な社会復帰等のための支援

帰国者等の健康不安に的確に対応するとともに、国民への正確な情報提供を通じて、帰国者等が円滑に社会に復帰できるよう万全を期す。帰国者等に対して実施した PCR 検査や健康診断等の経費については、国において負担する。

また、日本人学校の臨時休校などにより、中国から一時帰国した児童生徒等について、学校への受入れ支援やいじめ防止に関して、各都道府県教育委員会等に通知を発出するなど、必要な取組を実施する。あわせて、帰国した児童生徒の就学機会確保のための相談の対応を行う教育相談員を海外子女教育振興財団に新たに配置する。

#### ○邦人の安全確保のための支援

今後、感染が拡大する国・地域に滞在する邦人の国外退避等を支援する必要が生じた場合には、必要な要員の現地派遣、医療品等の物資の邦

<sup>3</sup> PCR 検査：DNA を、その複製に関与するプライマー等を用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検出検査に汎用される。

人への支援など、速やかに対応する。

また、中国に留学中の日本人留学生の安全確保のための連絡体制の構築及び奨学金支給手続きの柔軟化を関係機関に要請する。

## (2) 国内感染対策の強化

### ○病原体等の迅速な検査体制の強化等

国立感染症研究所において、判定を速やかに行う多量検体検査システムの緊急整備を行い、検査可能検体数を大幅に増加させる<sup>4</sup>とともに、地方衛生研究所における次世代シーケンサー<sup>5</sup>及びリアルタイム PCR 装置<sup>6</sup>の整備を支援することで、検査体制を拡充し、全国に83ある地方衛生研究所の概ね全てでリアルタイム PCR 検査を実施可能とすることを目指す。また、大学や民間検査機関への外部委託も活用するとともに、検査用試薬が不足することのないよう所要の予算を確保する。

新型コロナウイルス感染症の検査法について、産業技術総合研究所が開発した迅速ウイルス検出機器を新型コロナウイルス感染症にも対応できるようにするなどの開発に緊急に取り組むとともに、国立感染症研究所に全ゲノム配列決定システムを導入し、今後の遺伝子変異等にも速やかに対応して検査精度の維持を図るほか、患者の重症度等の病態を評価する検査法を確立・実施するための検体検査システム及び臨床的に効果があったとされる薬剤の効果測定する試験機器システムを導入するなど、体制整備を行う。

新型コロナウイルス感染症に関する情報を迅速に収集し、国立感染症研究所等における研究にも資するよう、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための調査を行う。

感染拡大の防止に向け、診療所、その他の医療関係施設等に対し、施設内で勤務する職員が武漢市を含む湖北省等への訪問歴を有する場合に都道府県・保健所等へ報告するよう要請するとともに、空港や鉄道関係者等に感染予防対策（マスク着用、手洗い等の励行）の徹底や、感染

<sup>4</sup> 現在、国立感染症研究所においては、1回（6時間程度）に200程度の検体の検査が可能であるが、これを800程度に増加させる。

<sup>5</sup> 次世代シーケンサー：DNAを構成する核酸の配列を、同時並行で高速・大量に読み取る解析装置。

<sup>6</sup> リアルタイム PCR 装置：PCR 検査において、DNA断片の増幅とその検出を同時に行う装置。迅速性に優れる。

が確認された場合の速やかな報告を要請する。また、大学入学者選抜等の実施時期であることに鑑み、受験生が感染した場合等における柔軟な対応について各大学等の実情に応じた検討を依頼する。こうした取組をはじめとして、国民の不安や疑問に対応するため、NHK や関係機関等への的確な情報提供・注意喚起を行うとともに、相談体制の充実を図る。

### ○感染症指定医療機関等の治療体制・機能の強化

治療体制については、現在、受入が可能となっている全国の医療機関に対し、1800 床以上の病床が確保されるよう支援を行っている。また、国立国際医療研究センター等における重症患者等への治療法開発や疫学研究等を加速することにより、治療体制の早期の充実を図る。また、感染した入院患者の医療費は、公費により負担する。

国民の方々の不安を軽減し、患者を診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、各都道府県において、感染疑い例を診察するための帰国者・接触者外来、また、それにつなぐための帰国者・接触者相談センターを設置するよう要請するとともに、必要な財政支援を行う。

### ○検査キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の研究開発の促進

日本医療研究開発機構 (AMED) を通じて研究費を重点的に配分することなどを通じて、国立感染症研究所や東京大学医科学研究所を中心に、民間企業とも連携しつつ、インフルエンザ検査同様の簡易な方法で診断が可能な診断キット、抗ウイルス薬、組み換えタンパクワクチン等の開発や、構造解析技術等による既承認薬からの治療薬候補選定に早急に着手する。

あわせて、厚生労働科学研究費による支援や科学研究費助成事業 (特別研究促進費) による日本学術振興会からの支援により、新型コロナウイルス感染症に関する知見の収集を行うとともに、民間企業とも協力しつつ、予防・診断・治療法の開発につながる技術の確立を図る。また、新型コロナウイルスに関連した遺伝子組換え実験について、優先的に審査を実施する。

また、国際保健分野においては、感染症流行対策イノベーション連合 (CEPI) への拠出を通じて、国際協力による民間企業を含むワクチンの早期開発を支援する。

## ○マスク、医薬品等の迅速かつ円滑な供給体制の確保

医療関係団体に対し、医療機関へのマスク等の安定供給について協力を求める。また、メーカー及び卸売販売業者の団体に対して、マスクの増産等について要請するとともに、要請に応じる事業者に対してマスク生産設備の導入補助を行うなど、十分な量のマスクを継続的に供給できる環境を整備する。加えて、薬局関係団体に対し、マスクの過剰発注等を自粛するとともに、一人当たりの販売数量制限や転売目的の購入は望ましくない旨の掲示を行うよう要請する。

あわせて、国内医薬品・医療機器業界に対して、医薬品等の原料等の製造ルート確保や供給に支障がある場合の報告を求め、医薬品原料等の確保に努める。

さらに、医療用マスク等の各種防護具について、各都道府県に対し、在庫が不足している感染症指定医療機関に備蓄分を振り分けること等を要請する。

今後の状況等を把握し、マスク、検査試薬、医薬品等の迅速かつ円滑な供給体制の確保に努める。

## (3) 水際対策の強化

### ○全国の検疫所等の検査体制・機能の強化

水際において、地方出入国在留管理局と検疫所との連携を強化し、出入国管理及び難民認定法に基づく厳格な上陸審査を実施する。また、検疫官の応援等の体制強化を行うことにより、日本へ入帰国する者に対して、適切・確実な検疫を実施するとともに、検査体制の強化を行う。あわせて、必要に応じて隔離、停留を行う体制を緊急に整備する。国内外の航空会社、空港会社、空港ビル及び旅客船事業者等に対し、旅客への案内や周知、CIQ<sup>7</sup>官庁との連携等を要請する。さらに、中国から本邦到着便を就航する航空会社や旅客船事業者等に対し、機内・船内アナウンスの実施と「健康カード」の配布についての徹底とパスポート確認への協力を要請する。

港湾管理者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について連絡・周知を図り、適切な対応を要請するとともに、関係機関

<sup>7</sup> CIQ：税関(Customs)、出入国管理(Immigration)、検疫所(Quarantine)の略

と連携して、検疫や医療活動等のための港湾施設及び船内等の利用に係る調整支援を実施する。

船舶の旅客の状況等について、迅速かつ正確に情報を把握し、関係機関との共有を図る。

また、海上保安庁においても、関係機関と連携し、巡視船艇等による海上からの感染の拡大防止等必要な支援を行う。

警察においても、関係機関と連携し、水際対策の強化に伴うトラブル防止のため必要な警戒警備を行う。

発生国である中国においては、在外公館等においてサーモグラフィ（熱画像計測装置）を設置し、不特定多数の来訪者からの2次感染拡大を防ぐ。さらに、感染症関連情報の発出により、海外在留邦人及び海外渡航者に対して適時適切な情報提供及び注意喚起を実施する。

2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を安全・安心な環境で開催することも見据え、水際対策やサーベイランス対策など国内における対策を強化し、確実に実行する。

#### ○健康フォローアップセンターの体制整備による検疫機能の充実

1月29日に、厚生労働省に健康フォローアップセンターを立ち上げ、中国便の搭乗者のうち武漢市等の滞在歴がある方に質問票を配付し、有症者との接触歴等を把握した上で、電話等による健康状態のフォローアップを開始した。

この健康フォローアップセンターを中心に、自治体との円滑な連携、情報共有をはじめ、今後の情勢に適切に対応できるよう必要な体制を緊急に整備する。

#### ○入国管理の更なる強化

中国における感染者数の拡大や、感染症の発生のおそれがある旅客船が今後も我が国に来航する可能性を踏まえ、国家安全保障会議決定及び閣議了解（令和2年2月12日）により、上陸拒否の対象となる地域、旅客船の包括指定を行って機動的な水際対策を可能とする。

これに基づき、新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等があり、本邦への上陸を拒否すべき緊急性が高いものとして、本邦への上陸申請日前14日以内に、中華人民共和国湖北省に滞在



歴がある外国人等<sup>8</sup>に加え、浙江省に滞在歴がある外国人及び同省で発行された中国旅券を所持する外国人についても、特段の事情がない限り、上陸拒否の対象とする<sup>9</sup>。

また、本邦の港に入港する目的をもって航行している旅客船であって、同船舶内において新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがあるものに乗船する外国人についても、特段の事情がない限り、上陸拒否の対象とする<sup>10</sup>。

今後も状況の推移を見極めつつ、上陸拒否措置が必要となれば、機動的に対象となる地域や旅客船名を報告し、公表する。

#### (4) 影響を受ける産業等への緊急対応

##### ○国民及び外国人旅行者への迅速かつ正確な情報提供と風評対策

日本政府観光局（JNTO）の Twitter や Weibo 等を活用し、訪日外国人旅行者に対して正確な情報発信を行う。あわせて、新型コロナウイルス感染症に関する国民の不安や疑問に対応するため、厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）を設置する。

新型コロナウイルス感染症に関する適切な情報提供、発熱等を訴える観光客等の医療機関での受診勧奨などを行う日本政府観光局のコールセンターについてプッシュ型で周知を強化する。また、宿泊事業者等に対しても同様に正確な情報発信や医療機関への受診勧奨を行うとともに、受診勧奨を行った場合の報告を行うよう要請する。

また、訪日旅行や国内旅行を検討している者に対しても、その不安や疑問に対応するため、観光庁・日本政府観光局（JNTO）や旅行関係団体等において、正確な情報発信を行う。

また、内閣官房とスポーツ庁が共同で設置する相談窓口等を活用して、政府と競技団体、関係自治体等との情報連携を強化し、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けた準備に万全を期す。

<sup>8</sup> 国家安全保障会議決定及び閣議了解（令和2年1月31日）。

<sup>9</sup> 令和2年2月13日午前0時（日本時間）から実施（ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者については、対象としない）。

<sup>10</sup> 令和2年2月13日午前0時（日本時間）から実施。

## ○観光業等の中小企業・小規模事業者対策等

新型コロナウイルス感染症の国際的な広がりの影響を受けている中小企業、小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等による貸付や信用保証協会によるセーフティネット保証により、資金繰り支援を実施する。特に、日本政策金融公庫等において、新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口を開設し、資金繰り支援の必要がある場合、売上高の減少等の程度に関わらず、セーフティネット貸付の対象とするよう、要件を緩和する。また、信用保証については、特に重大な影響が生じている業種について通常とは別枠で借入債務の80%を保証するセーフティネット保証5号を実施するとともに、自治体の要請があった場合に通常とは別枠で借入債務の100%を保証するセーフティネット保証4号を実施する。さらに、一時的な業況悪化等の支障をきたしている旅館業等営業者等に対して、経営を安定させるために必要な資金繰り支援を行う。これらの資金繰り支援を的確に実施するため、日本政策金融公庫等に新型コロナウイルス感染症対策のための緊急貸付・保証枠として5,000億円を確保する。

また、宿泊事業者等を念頭に、地方運輸局等にも特別相談窓口を設置し、事業者の状況や要望を聞き取り、活用可能な支援策の紹介や関係部局と連携した支援を実施する。

さらに、令和元年度補正予算で措置された中小企業生産性革命推進事業等において、今般の感染症の影響を受けて、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓などに取り組む事業者に対し、優先的に支援する。加えて、産業界に対して、経営基盤の弱い下請等中小企業に対する影響を最小限とするため、取引上の配慮を求める要請を行う。

地方経済産業局、中小企業基盤整備機構、商工会・商工会議所、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会等をはじめとする中小企業を支援する各関係機関に、新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口を設置する。

財務省、中小企業庁等の関係省庁から、政府系金融機関、信用保証協会に対して、事業者からの返済緩和のための条件変更の要望等への柔軟な対応を要請する。

また、金融庁から民間金融機関に対して、事業者を訪問するなど丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更など、

適切な対応に努めることを要請し、積極的な事業者支援を促す。

その上で、今後も事態や地域の置かれた状況の変化を見極めつつ、観光業への対策など、必要な施策を講じていく。

#### ○雇用対策

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業等により従業員の雇用を維持した場合に支給する雇用調整助成金について、日中間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、前年度の中国（人）関係売上等が全売上高等の一定割合以上である者を対象に、支給要件を緩和する。

### （５）国際連携の強化等

#### ○感染症対策に係る国際支援

国立感染症研究所において分離に成功したウイルスを、研究開発用に、世界各国等へ無償で供与する。

さらに、アジア各国等からの要請に基づき、医療資機材等を供与するとともに、中国の周辺国を中心とした保健システムの整備を支援し、アジア各国等の検査体制の充実に貢献する。加えて、各国・地域と密接に連携し、国際的な感染動向を把握する。

日中間でハイレベルを含めて意思疎通を行い、新型コロナウイルス感染症対策に対する連携を強化する。備蓄物資も活用し、既に、日本政府からの緊急支援物資として、中国側のニーズが強いマスク、ゴーグル、防護服等を提供しているが、必要に応じ追加的に医療資機材等の提供を検討する。

また、現地のニーズを確認する緊急初動調査を開始した認定 NPO 法人ジャパン・プラットフォームなどによる国際貢献に向けた取組を支援する。

## (参考) 本対応策の所要額

今年度予算を着実に執行するとともに、これに加え、第一弾として予備費 103 億円を講じることにより、総額 153 億円の対応策を実行する。あわせて、日本政策金融公庫等に緊急貸付・保証枠として 5,000 億円を確保する。

### 1. 帰国者等への支援：30 億円

- ・ 帰国者等の受入支援：23.4 億円
- ・ 防衛省による生活・健康管理支援：3.2 億円 等

### 2. 国内感染対策の強化：65 億円

- ・ 検査体制・医療体制の強化：30.6 億円
- ・ 帰国者・接触者外来、接触者相談センターの設置：5.1 億円
- ・ 検査キット、抗ウイルス薬・ワクチン等の研究開発：10.0 億円
- ・ 国際的なワクチン研究開発等支援事業：10.7 億円
- ・ マスク生産設備導入補助：4.5 億円 等

### 3. 水際対策の強化：34 億円

- ・ 有症者発生時の感染の拡大防止に必要な措置：30.2 億円
- ・ 検疫体制の強化：3.4 億円 等

### 4. 影響を受ける産業等への緊急対応：6 億円

- ・ コールセンターの設置：4.9 億円
- ・ 雇用調整助成金：1.0 億円
- (参考) 日本政策金融公庫等：緊急貸付・保証枠 5,000 億円 等

### 5. 国際連携の強化等：18 億円

- ・ アジア各国への検査体制充実への貢献：16.5 億円
- ・ NGOを通じた支援：1.0 億円 等

事務連絡  
令和2年2月17日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

### 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について

新型コロナウイルス感染症の相談・受診については、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日各都道府県衛生主管部（局）宛厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）において、感染症指定医療機関に帰国者・接触者外来を設置すること及び各保健所等に帰国者・接触者相談センターを設置することにつきお願いさせていただいたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症専門家会議の議論を踏まえ、一般の方々に向けた新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安を別紙の通りとりまとめました。

これは、どのような方にどのような場合に相談・受診いただくのが適切か、その目安を示すことで、重症化するリスクのある方を含め、必要な方が適切なタイミングで医療を受けられる体制を確保することを目指したものです。

つきましては、内容を御了知の上、関係各所への周知及び住民の方々への情報発信を行っていただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の予防に関して、住民の方々へ注意喚起いただく際にご活用いただけるよう、参考までにリーフレットも改めて送付させていただきます。

#### <参考>

- 「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日各都道府県衛生主管部（局）宛厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）
- リーフレット「新型コロナウイルス感染症を防ぐには」



## 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

### 1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

### 2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
  - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方  
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
  - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
  - ・ 高齢者
  - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
  - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

### 3. 相談後、医療機関にかかるときのお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。





事務連絡  
令和2年2月17日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

### 新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（以下「別紙」という。）については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月4日健感発0204第1号）により改正し、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）についての届出に関する基準等をお示ししたところです。

また、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について」（令和2年2月7日健感発第0207第1号）において、新型コロナウイルス感染症について、感染が強く疑われる場合には柔軟に検査を行っていただきたい旨、お知らせしたところです。

今般、国内外の発生状況および、当該通知を踏まえ、行政検査の対象者などの事項について改めて下記のとおりとりまとめましたので、今後はこの通知に従って対応をお願いします。

## 記

### 1 検査対象者について

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方の行政検査については、都道府県等において、主に別紙第7の1(4)で示された疑似症患者等について、これまで行われてきたと承知しているが、今般、別紙に示された疑似症患者の定義に該当する者に加え、以下のいずれかに該当する者についても行政検査を行うこと。

- ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる者（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
- ・ 症状や新型コロナウイルス感染症患者の接触歴の有無など医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症と疑う者
- ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症と疑う者

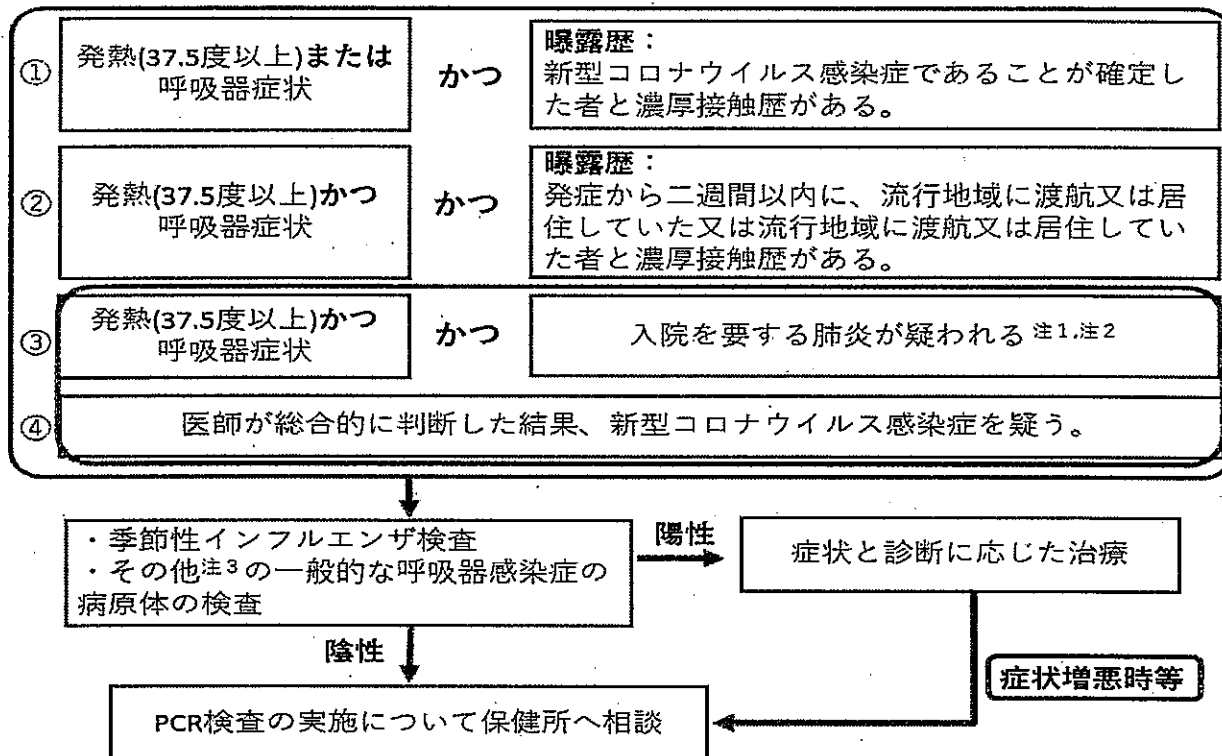
### 2 検査を行う際の留意点について

新型コロナウイルス感染症にかかる検査については、以下の点に留意すること。

- (1) 以下の検査を行った上で、陰性であった場合には検査を実施すること
  - ・ 季節性インフルエンザにかかる検査
  - ・ その他一般的な呼吸器感染症の病原体の検査
- (2) 結果判明までに時間がかかる培養検査などについては、当該検査結果を待つ必要はないこと

<参考>

○検査の流れ



注1. 従前の集中治療その他これに準ずるものに限らず、入院を要する肺炎が疑われる者を対象とする。

注2. 特に高齢者又は基礎疾患がある者については積極的に考慮する。

注3. 病状に応じて、早期に結果の出る迅速検査等の結果を踏まえ、培養検査など結果判明までに時間がかかるものについては、結果が出る前でも保健所へ相談する。

※赤枠は新規変更点

○別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」における新型コロナウイルス感染症に関する部分

○「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について」（令和2年2月7日健感発第0207第1号）



「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（抄）

## 第7 指定感染症

- 1 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

### (1) 定義

コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス（ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）（以下「新型コロナウイルス」という）による急性呼吸器症候群である。

### (2) 臨床的特徴等（2020年2月2日時点）

現時点で動物等の感染源については不明である。家族間、医療機関などをはじめとするヒト-ヒト感染が報告されている。2019年12月より中華人民共和国湖北省武漢市を中心として発生がみられており、世界的に感染地域が拡大している。

臨床的な特徴としては、潜伏期間は2～10日であり、その後、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状が出現する。一部のものは、主に5～14日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部X線写真、胸部CTなどで肺炎像が明らかとなる。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリスクが一定程度あると考えられている。

### (3) 届出基準

#### ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### ウ 疑似症患者

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、当該者を新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

#### エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、剖検材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	

(4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

健感発 0207 第 1 号  
令和 2 年 2 月 7 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（以下「別紙」という。）については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和 2 年 2 月 4 日健感発 0204 第 1 号）により改正し、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）についての届出に関する基準等をお示ししたところである。

別紙第 7 の 1（4）では、新型コロナウイルス感染症について、感染が疑われる患者の要件を、「患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない」としているところであり、これまでも各自治体の判断で検査が行われていることと承知しているが、今後も、各自治体において新型コロナウイルス感染症を強く疑われる場合には、柔軟に検査を行っていただきたい旨、お知らせする。

なお、管内で新型コロナウイルス感染症が疑われる集団発生を認めた場合には、厚生労働省健康局結核感染症課と国立感染症研究所疫学センターに一報願いたい旨も、併せてお知らせする。





元長寿第 66975 号  
令和 2 年 2 月 18 日

各高齢者施設等管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長  
( 公 印 省 略 )

### 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う注意喚起について

日頃は、本県の高齢者福祉行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在国内では新型コロナウイルス感染症が発生しており、感染者数、感染地域が拡大している状況となっています。新型コロナウイルス感染症は重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されていること、また高齢者や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられることから、高齢者施設等においては特に注意が必要です。

つきましては、下記の点にご留意のうえ、施設内における感染予防対策を徹底していただきますようお願いいたします。

#### 【高齢者介護施設において感染経路を遮断するためには】

- 病原体を持ち込まないこと
- 病原体を持ち出さないこと
- 病原体を拡げないこと                    への配慮が必要です。
- ・その基本となるのは、標準予防策（スタンダード・プリコーション）と感染経路別予防策です。
- ・職員は、入所者と日常的に長時間接するため、特に注意が必要です。標準予防策（スタンダード・プリコーション）として、手洗いのほか、血液、体液、分泌物、嘔吐物、排泄物等を扱うときは、手袋を着用するとともに、これらが飛び散る可能性のある場合に備えて、マスクやエプロン・ガウンの着用についても検討し実践することが必要です。
- ・さらに、日常から健康管理を心がけるとともに、感染症に罹患した場合には休むことができる職場環境づくりも必要です。
- ・高齢者介護施設において流行を起こしやすい感染症は、施設内から新規に発生することは非常にまれであり、主に施設外で感染して施設内に持ち込まれています。
- ・職員だけでなく、新規入所者等（高齢者介護施設に併設の短期入所サービス、通所サービス利用者も含む）、面会者、ボランティア、実習生等も、感染症の病原体を施設の外部から持ち込まないように留意することが重要です。

※高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（関係箇所抜粋）

## 【症状がある場合の対応について】

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、  
専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

保健所感染症電話相談窓口（帰国者・接触者相談センター）

相談窓口	電話番号
小豆保健所	0879-62-1373
東讃保健所	0879-29-8261
中讃保健所	0877-24-9962
西讃保健所	0875-25-2052
高松市保健所	087-839-2870

## 【最新の情報について】

新型コロナウイルス感染症に関する最新の情報は、以下のホームページに掲載されていますので、随時ご確認ください。

- 「かがわ介護保険情報ネット」－「トップ」  
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/choju/index.shtml>
  - 「香川県感染症情報」－「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について」  
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/kansenshoujouhou/kansen/sr5cfn200127213457.shtml>
  - 「厚生労働省」－「新型コロナウイルス感染症について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- (参考) 別添1「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」(令和2年2月17日)
- 別添2「新型コロナウイルスを防ぐには」(令和2年2月17日)
- 別添3「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」(令和2年2月13日)
- 別添4「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について(その2)」(令和2年2月14日)

### 【担当】

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
施設サービスグループ 香川・國方  
TEL 087-832-3268  
FAX 087-806-0206

事務連絡  
令和2年2月17日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
厚生労働省子ども家庭局母子保健課  
厚生労働省社会・援護局保護課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局振興課  
厚生労働省老健局老人保健課

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた  
対応について

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の新型コロナウイルス感染症対策  
専門家会議において、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症についての相  
談・受診の目安」が取りまとめられ、本日公表されたところです。

各民生主管部局におかれては、社会福祉施設等の職員が正しい認識を持つと  
ともに、職員も含め、妊婦、子ども、障害者及び高齢者並びにこれらの家族等  
による適切な相談及び受診がなされるよう、周知等の適切なご対応をお願いいた  
します。

また、管下の社会福祉施設等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県  
におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたし  
ます。

<参考>

・新型コロナウイルスを防ぐには

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

## 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

### 1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

### 2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
  - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方  
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
  - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
  - ・ 高齢者
  - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
  - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

### 3. 相談後、医療機関にかかる時のお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

# 新型コロナウイルスを防ぐには

## 新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

## 日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

**発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。**

**発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。**

## こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。  
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)



## 一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

### <都道府県の連絡欄>

--

令和2年2月17日改訂版

事務連絡  
令和2年2月13日

都道府県  
各指定都市 民生主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
厚生労働省子ども家庭局母子保健課  
厚生労働省社会・援護局保護課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局振興課  
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について  
(令和2年2月13日現在)

標記については、当面の考え方として「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年1月31日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）」に基づき対応いただいているところですが、中華人民共和国湖北省に滞在歴がある外国人及び同省で発行された同国旅券を所持する外国人に加えて、2月13日午前0時から、同国浙江省に滞在歴がある外国人及び同省で発行された同国旅券を所持する外国人についても上陸拒否の対象となったことなどから、同事務連絡を廃止し、今後は本事務連絡の別紙のとおりとしますので、内容をご確認の上、対応いただくようお願いいたします。なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合がございます。

対応に当たっては、社会福祉施設等の職員が新型コロナウイルスについて正しい認識を持つとともに、感染対策マニュアル等を通して、基本的な感染症対策を含めた共通理解を深めるよう、引き続き努めていただくようお願いいたします。

また、管下の社会福祉施設等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたします。

(参考)

- 「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」（厚労省）  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>
- 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」（厚労省）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

※ 障害福祉サービス等事業者等については「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」や「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」をご参照いただきたい。



留意事項

(令和2年2月13日時点更新 更新は下線部)

- (1) 新型コロナウイルスについては、風邪やインフルエンザ同様に、まずはマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要である。職員、子ども、障害者や高齢者（以下「職員等」とする。）はもとより、面会者や委託業者等、職員等と接触する可能性があると考えられる者も含めて、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」や「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、上記の対応を行うよう促すこと。

(参考)

- 「保育所における感染症対策ガイドライン」(厚労省)、P.8 (飛沫感染対策)、P.12 (接触感染対策)
- 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」(厚労省)、P.4 (感染経路の遮断)

- (2) 概ね過去14日以内に湖北省又は浙江省(※1)から帰国した職員等(湖北省又は浙江省から帰国した者と濃厚な接触をした者を含む。)については、保健福祉部局、保健所並びに医師又は嘱託医と連携のうえ、発熱(概ね37.5℃以上)や呼吸器症状があるかどうかを確認し、次の(ア)又は(イ)に従って対応すること。該当する職員等がいる場合、施設長は、すみやかに市区町村に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に報告して指示を求めること。

(※1) 地域については、今後の流行状況に合わせて変更の可能性がある。地域の変更については別途連絡する。

- (ア) 発熱等の症状により感染が疑われる職員等については、他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、すみやかに最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、センターから指定された医療機関を受診すること。(※2)
- (イ) 現に症状がない職員等についても、帰国又は接触から14日間は外出を控えていただくよう、要請するとともに、健康状態を観察すること。症状が出現した場合には、上記(ア)に従うこと。

(※2) 「新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)」(令和2年2月13日時点版)では、世界保健機関(WHO)のQ&Aによれば、現時点の潜伏期間は1-12.5日(多くは5日-6日)とされており、また、他のコロ

ナウウイルスの情報などから、感染者は14日間の健康状態の観察が推奨されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html)

各都道府県に設置されている「帰国者・接触者相談センター」の一覧は下記をご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/covid19-kikokusyassessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyassessyokusya.html)

- (3) 新型コロナウイルスに関しては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化している現状を踏まえ、最新かつ正確な情報(※3)を保健所等の関係機関と十分連携しつつ、収集すること。また、これらの情報を職員に提供するとともに、必要に応じ、子どもや保護者、障害者及び高齢者、並びにこれらの家族に対する情報提供や相談対応に努めること。

(※3) 以下に掲載するHP等を活用し情報収集すること

- ・「新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)のフリーダイヤル化について」(厚労省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09347.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09347.html)

- ・「新型コロナウイルス感染症の対応について」(内閣官房)

[http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

- ・新型コロナウイルス感染症について (厚労省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

- (4) 職員等に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルスに関する適切な知識を基に、新型コロナウイルスを理由とした偏見が生じないようにするなど、職員等の人権に十分配慮すること。

(問合せ先)

<新型コロナウイルス関連肺炎についての厚生労働省電話相談窓口>

TEL: 0120-565653 (フリーダイヤル)

※受付時間 9時00分～21時00分 (土日・祝日も実施)

<児童福祉施設等に関するお問い合わせ>

○厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

TEL: 03-5253-1111 (内線4867、4868)

○厚生労働省子ども家庭局母子保健課

TEL: 03-5253-1111 (内線4976、4977)

<保護施設に関するお問い合わせ>

○厚生労働省社会・援護局保護課

TEL: 03-5253-1111 (内線2824)

<障害福祉サービス事業所等に関するお問い合わせ>

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL: 03-5253-1111 (内線3148)

<介護保険サービスに関するお問い合わせ>

○厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

TEL: 03-5253-1111 (内線3975、3973)

○厚生労働省老健局高齢者支援課

TEL: 03-5253-1111 (内線3929、3971)

○厚生労働省老健局振興課

TEL: 03-5253-1111 (内線3937、3979)

○厚生労働省老健局老人保健課

TEL: 03-5253-1111 (内線3948、3949)

## イ) 感染経路別対策

- 保育所で特に注意すべき主な感染症の感染経路には、飛沫感染、空気感染（飛沫核感染）、接触感染、経口感染、血液媒介感染、蚊媒介感染があり、それぞれに応じた対策をとることが重要である。
- 病原体の種類によっては、複数の感染経路をとるものがあることに留意する。

### ① 飛沫感染

感染している人が咳やくしゃみ、会話をした際に、病原体が含まれた小さな水滴（飛沫）が口から飛び、これを近くにいる人が吸い込むことで感染します。飛沫が飛び散る範囲は1～2mです。

保育所では特に子ども同士や職員との距離が近く、日頃から親しく会話を交わしたり、集団で遊んだり、歌を歌ったりするなどの環境にあります。また、子どもの中には、様々な感染症に感受性が高い（予防するための免疫が弱く、感染した場合に発症しやすい）者が多く存在します。これらのため、飛沫感染を主な感染経路とするインフルエンザ等の呼吸器感染症の流行が、保育所等の乳幼児の集団生活施設を中心に多く見られます。

飛沫感染は、多くの場合、飛沫を浴びないようにすることで防ぐことができます。感染している者から2m以上離れることや感染者がマスクを着用などの咳エチケットを確実に実施することが保育所での呼吸器感染症の集団発生の予防に有効となります。

### (保育所における具体的な対策)

- ・飛沫感染対策の基本は、病原体を含む飛沫を吸い込まないようにすることです。
- ・はっきりとした感染症の症状がみられる子ども（発症者）については、登園を控えてもらい、保育所内で急に発病した場合には医務室等の別室で保育します。  
※ ただし、インフルエンザのように、明らかな症状が見られない不顕性感染の患者や症状が軽微であるため、医療機関受診にまでは至らない軽症の患者が多い感染症の場合には、発症者を隔離するのみでは、完全に感染拡大を防止することはできないということに注意が必要です。
- ・不顕性感染の患者等を含めて、全ての「感染者」を隔離することや皆が2mの距離をとって生活することは現実的ではないため、飛沫感染する感染症が保育所内で流行することを防ぐことは容易ではありません。流行を最小限に食い止めるためには、日常的に全員が咳エチケットを実施することが大切です。
- ・保育所等の子どもの集団生活施設では、職員が感染しており、知らない間に感染源となるということがあるため、職員の体調管理にも気を配ります。

## <咳エチケット>

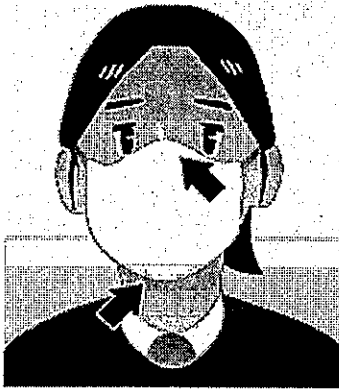
飛沫感染による感染症が保育所内で流行することを最小限に食い止めるために、日常的に咳エチケットを実施しましょう。素手のほか、ハンカチ、ティッシュ等で咳やくしゃみを受け止めた場合にも、すぐに手を洗いましょう。

- ① マスクを着用する（口や鼻を覆う）
  - ・咳やくしゃみを人に向けて発しないようにし、咳が出る時は、できるだけマスクをする。
- ② マスクがないときには、ティッシュやハンカチで口や鼻を覆う
  - ・マスクがなくて咳やくしゃみが出そうになった場合は、ハンカチ、ティッシュ、タオル等で口を覆う。
- ③ とっさの時は、袖で口や鼻を覆う。
  - ・マスクやティッシュ、ハンカチが使えない時は、長袖や上着の内側で口や鼻を覆う。

図3 咳エチケットについて

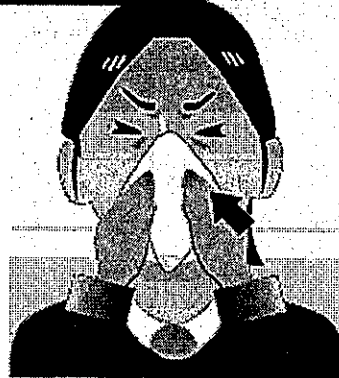
### 3つの咳エチケット 電車や職場、学校など人が集まるところでやろう

① マスクがない時



① マスクを着用する  
(口・鼻を覆う)

鼻から顎までを覆い、隙間がないようにつけましょう。



② ティッシュ・ハンカチで  
口・鼻を覆う

ティッシュ:使ったらすぐにゴミ箱に捨てましょう。  
ハンカチ:使ったらなるべく早く洗きましょう。

③ とっさの時



③ 袖で口・鼻を覆う

マスクやティッシュ・ハンカチが使えない時は、袖や上着の内側で口・鼻を覆いましょう。

**こまめに手を洗うことでも病原体が拡がらないようにすることができます。**

### ③接触感染

感染源に直接接触することで<sup>伝播</sup>が<sup>伝播</sup>おこる感染（握手、だっこ、キス等）と汚染された物を介して<sup>伝播</sup>が<sup>伝播</sup>おこる間接触による感染（ドアノブ、手すり、遊具等）があります。通常、接触感染は、体の表面に病原体が付着しただけでは感染は成立しませんが、病原体が体内に侵入することで感染が成立します。病原体の付着した手で口、鼻又は眼をさわること、病原体の付着した遊具等を舐めること等によって病原体が体内に侵入します。また、傷のある皮膚から病原体が侵入する場合があります。

#### （保育所における具体的な対策）

- ・接触によって体の表面に病原体が付着しただけでは感染は成立しません。
- ・遊具を直接なめるなどの例外もありますが、多くの場合は病原体の付着した手で口、鼻又は眼をさわることによって、体内に病原体が侵入して感染が成立します。
- ・最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことです。適切な手洗いの手順に従って、丁寧に手洗いすることが接触感染対策の基本であり、そのためには、全ての職員が正しい手洗いの方法を身につけ、常に実施する必要があります。忙しいことを理由に手洗いが不十分になることは避けなければなりません。また、保育所等の乳幼児の集団生活施設においては、子どもの年齢に応じて、手洗いの介助を行うことや適切な手洗いの方法を指導することが大切です。
- ・タオルの共用は絶対にしないようにします。手洗いの時にはペーパータオルを使用することが理想的です。ペーパータオルの常用が困難な場合でも、感染対策の一環として、ノロウイルス、ロタウイルス等による感染性胃腸炎が保育所内で発生している期間中は、ペーパータオルを使用することが推奨されます。
- ・固形石けんは、1回ずつ個別に使用できる液体石けんと比較して、保管時に不潔になりやすいということに注意が必要です。
- ・消毒には適切な「医薬品」及び「医薬部外品」を使います。<sup>おう</sup>嘔吐物、下痢便、患者の血液等の体液が付着している箇所については、それらを丁寧に取り除き、適切に処理した後に消毒を行います。<sup>おう</sup>嘔吐物等が残っていると、その後の消毒効果が低下します。また、消毒は患者が直接接触した物を中心に適切に行います。  
（参照：「別添2 保育所における消毒の種類と方法」(p. 68)）
- ・健康な皮膚は強固なバリアとして機能しますが、皮膚に傷等がある場合には、そこから侵入し、感染する場合があります。このため、皮膚に傷等がある場合は、その部位を覆うことが対策の一つとなります。

### <正しい手洗いの方法>

以下の手順で、30秒以上、石けんを用いて流水で行いましょう。

- ① 液体石けんを泡立て、手のひらをよくこすります。
- ② 手の甲を伸ばすようにこすります。
- ③ 指先とつめの間を念入りにこすります。
- ④ 両指を組み、指の間を洗います。
- ⑤ 親指を反対の手でにぎり、ねじり洗いをします。
- ⑥ 手首を洗い、よくすすぎ、その後よく乾燥させます。

\* 年齢の低い子どもには手洗いが難しいので、保護者や保育士、年上の子どもと一緒に洗う、手本を示すなどして、少しずつ手洗いを覚えさせていきましょう。

図4 手洗いの順序



## II. 感染経路の遮断

感染経路には、接触感染、飛沫感染、空気感染、および血液媒介感染等があります。

表1 主な感染経路と原因微生物

感染経路	特徴	主な原因微生物
接触感染 (経口感染含む)	● 手指・食品・器具を介して伝播する頻度の高い伝播経路である。	ノロウイルス※ 腸管出血性大腸菌 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA) 等
飛沫感染	● 咳、くしゃみ、会話等で、飛沫粒子 (5µm 以上) により伝播する。 ● 1m 以内に床に落下し、空中を浮遊し続けることはない。	インフルエンザウイルス※ ムンプスウイルス 麻疹ウイルス 等
空気感染	● 咳、くしゃみ等で飛沫核 (5µm 未満) として伝播し、空中に浮遊し、空気の流れにより飛散する。	結核菌 麻疹ウイルス 水痘ウイルス 等
血液媒介感染	● 病原体に汚染された血液や体液、分泌物が、針刺し等により体内に入ることで感染する。	B型肝炎ウイルス C型肝炎ウイルス 等

※インフルエンザウイルスは、接触感染により感染する可能性がある

※ノロウイルス、インフルエンザウイルスは、空気感染の可能性が報告されている

高齢者介護施設において感染経路を遮断するためには、

病原体を持ち込まないこと  
 病原体を持ち出さないこと  
 病原体を拡げないこと                      への配慮が必要です。

その基本となるのは、標準予防策 (スタンダード・プリコーション) と感染経路別予防策です。

職員は、入所者と日常的に長時間接するため、特に注意が必要です。標準予防策 (スタンダード・プリコーション) として、手洗いのほか、血液、体液、分泌物、嘔吐物、排泄物等を扱うときは、手袋を着用するとともに、これらが飛び散る可能性のある場合に備えて、マスクやエプロン・ガウンの着用についても検討し実践することが必要です。





事務連絡  
令和2年2月14日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
厚生労働省子ども家庭局母子保健課  
厚生労働省社会・援護局保護課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局振興課  
厚生労働省老健局老人保健課

#### 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（その2）

標記については、「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について(令和2年2月13日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡)」及び「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について(令和2年2月13日厚生労働省子ども家庭局保育課ほか連名事務連絡)」において、留意事項等をお送りしているところです。

国内の感染拡大防止に万全を期すため、対応にあたっては、感染対策マニュアル等を参照しつつ、一人一人の咳エチケットや手洗いなどの実施が重要となってきますので、下記の啓発ポスターも掲示するなど、職員や子ども、障害者及び高齢者並びにこれらの家族等に対する情報提供並びに感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

また、管下の社会福祉施設等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたします。

なお、厚生労働省のホームページにおいて「新型コロナウイルスに関するQ&A」等を公表・更新しておりますので、あわせて周知をお願いいたします。

(参考)

・マスクについてのお願い

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594878.pdf>

・一般的な感染症対策について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>

・手洗いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>

・咳エチケットについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf>

・新型コロナウイルス感染症について (Q&A等)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

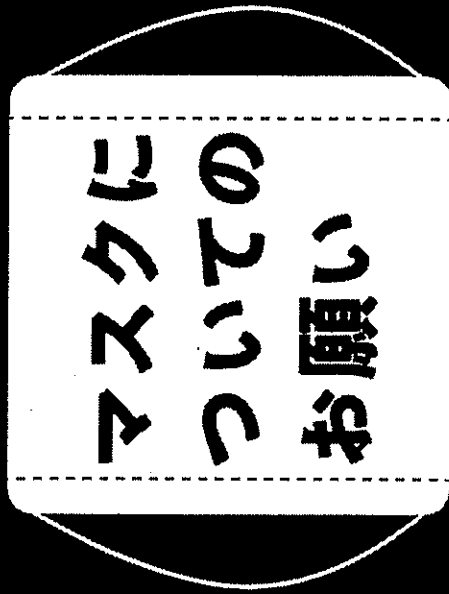
・「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」(厚労省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

・「保育所における感染症対策ガイドライン」(厚労省)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

※ 障害福祉サービス等事業者等については「保育所における感染症対策ガイドライン (2018年改訂版)」や「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」をご参照いただきたい。



現在、予防用にマスクを買われている方が多いですが、  
感染症の拡大の効果的な予防には、

# 風邪や感染症の疑いがある人たちに 使ってもらうことが何より重要です。

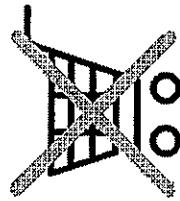
#マスクの使い方考えよう

#新型コロナウイルス対策

1

## マスクは買い占め なくとも大丈夫

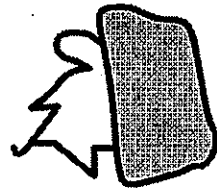
風邪や感染症の疑いのある人に  
マスクを届けるために、  
必要な分だけ買うようにしましょう。



2

## 使い捨てマスクが ないときは 代用品を使おう

ガーゼマスクや、タオルなど  
口を塞げるものでも  
飛沫(くしゃみなどの  
飛び散り)を防ぐ  
効果があります。



3

## こまめな手洗い などの基本も大事

帰宅時や、料理・食事の前など、  
口や鼻に触れる前に、  
こまめに手洗いなどをしましょう。



マスク不足を解消するために官民連携して  
毎週**1億枚**以上のマスクを消費者のみなさまにお届けします。



# 感染症対策へのご協力をお願いします

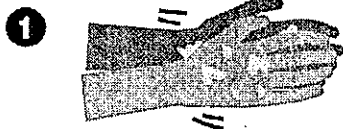
新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

## ①手洗い

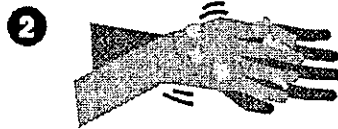
## 正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



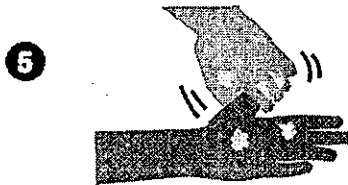
2 手の甲をのぼすようにこすります。



3 指先・爪の間を念入りにこすります。



4 指の間を洗います。



5 親指と手のひらをねじり洗いします。



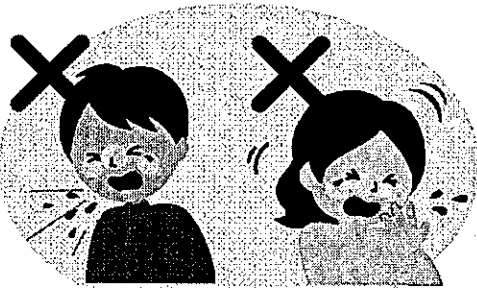
6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

## ②咳エチケット

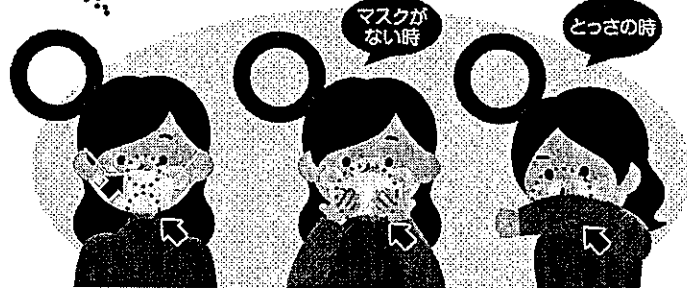
## 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

## 正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



感染症対策へのご協力をおねがいします

# ！手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

## 正しい手の洗い方

手洗いの前に

・爪は短く切っておきましょう  
・時計や指輪は外しておきましょう



1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこずります。



2 手の甲をのぼすようにこずります。



3 指先・爪の間を念入りにこずります。



4 指の間を洗います。



5 親指と手のひらをねじり洗いします。



6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

首相官邸  
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



## 県から各市町に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報提供の状況

香川県		国		
発出日	通知等の標題	発出日	通知等の内容	通知等の流れ
R2. 2. 4	新型コロナウイルス感染症の発生への対応について	R2. 1. 30	政府及び総務省に対策本部が設置されたこと	総務省地域政策課
R2. 2. 4	新型コロナウイルス感染症への対応について (第1報)	R2. 1. 31	対策本部第2回が実施されたこと	総務省地域政策課
		R2. 2. 3	対策本部第3、4回が開催されたこと	
R2. 2. 5	新型コロナウイルス感染症への対応について (第2報)	R2. 2. 5	健康観察期間が14日から10日に変更されたこと	内閣官房 ⇒ 総務省地域政策課
R2. 2. 7	新型コロナウイルス感染症への対応について (第3報)	R2. 2. 5	対策本部第5回が開催されたこと	総務省地域政策課
		R2. 2. 6	健康観察期間が10日から12.5日に変更されたこと	
R2. 2. 7	新型コロナウイルス感染症に関する対応について	R2. 2. 7	公務員の休暇等(病気休暇としての承認)の取扱い	総務省公務員課
R2. 2. 10	新型コロナウイルス感染症への対応について (第4報)	R2. 2. 6	感染症対策基本チラシ作成と掲示依頼について	内閣広報室 ⇒ 総務省地域政策課
		R2. 2. 7	対策本部第6回が開催されたこと	総務省地域政策課
R2. 2. 13	新型コロナウイルス感染症への対応について (第5報)	R2. 2. 12	対策本部第7回が開催されたことについて	総務省地域政策課
R2. 2. 14	新型コロナウイルス感染症への対応について (第6報)	R2. 2. 13	○対策本部第8回が開催されたこと ○緊急対応策が取りまとめられ、予備費閣議決定されたこと	総務省地域政策課
R2. 2. 17	新型コロナウイルス感染症への対応について (第7報)	R2. 2. 14	○対策本部第9回が開催されたこと ○感染症予防・体制に関する厚労大臣会見の内容について	総務省地域政策課
		R2. 2. 17	対策本部第10回が開催されたこと	
R2. 2. 18	新型コロナウイルス感染症への対応について (第8報)	R2. 2. 18	○一般の方々に向けた感染症の相談・受診の目安について ○住民の方々への注意喚起のリーフレットの送付について	厚労省結核感染症課 ⇒ 総務省安全厚生推進室
R2. 2. 19	新型コロナウイルス感染症への対応について (第9報)	R2. 2. 18	感染の危険性を減らすためのテレワーク推進等について	総務省地域政策課
		R2. 2. 18	対策本部第11回が開催されたこと	
R2. 2. 19	新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安について	R2. 2. 18	感染症についての相談・受診の目安について	厚労省結核感染症課 ⇒ 総務省安全厚生推進室





事務連絡  
令和2年2月12日

各都道府県（港湾担当部長） 殿

国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾の港湾管理者

各市  
広尾町  
各一部事務組合  
新居浜港務局

（港湾担当部長） 殿

国土交通省港湾局 総務課長  
海岸・防災課長

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に  
関する政府の取組について（周知）

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の  
取組について、令和2年2月12日付け国港総第552号にて閣議了解が行われた  
旨周知いたしました。別添1の1中に記載の「当該省等」の対象については、新  
型コロナウイルス感染症対策本部会議において報告の上、公表された別添2のと  
おり同国浙江省が追加されているところです。

これにより、本邦への上陸申請日前14日以内に、同国湖北省に滞在歴がある外国  
人等に加えて、2月13日午前0時から、同国浙江省に滞在歴がある外国人及び同  
省で発行された旅券を所持する外国人についても、特段の事情がない限り、上陸拒  
否の対象となります。

なお、貴都道府県管内の市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者には、貴職より  
この旨周知方お願いいたします。

国港総第 552 号  
令和 2 年 2 月 12 日

各港湾管理者（都道府県） 殿

国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾の港湾管理者

各市

広尾町

各一部事務組合

新居浜港務局

殿

国土交通省港湾局長

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に  
関する政府の取組に基づく対応について（要請）

本日、別添「中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」が、国家安全保障会議において決定されるとともに、閣議了解され、法務大臣は、当分の間、本邦の港に入港する目的をもって航行している旅客船であつて、同船舶内において新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがあるものに乗船する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第 5 条第 1 項第 14 号に該当する外国人であると解することとなりましたので、周知いたします。

なお、当該取り扱いについては、令和 2 年 2 月 13 日午前 0 時（日本時間）から行われます。

については、貴職においても本閣議了解の趣旨を踏まえ、適切な対応をされるよう要請します。

また、港湾内に民間の係留施設が存する場合には、民間の施設所有者に対して本通知の送付を行うなど、適切な対応をされるよう周知方お願いいたします。

※なお、貴都道府県管内の市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者には、貴職よりこの旨周知方お願いいたします。

（※は、各港湾管理者（都道府県）あてのみ記載。）

## 別添 1

### 中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症 に関する政府の取組について

令和 2 年 2 月 12 日  
国家安全保障会議決定  
閣 議 了 解

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に  
関する政府の取組について（令和 2 年 2 月 6 日閣議了解）5 に基づき、  
閣議了解を行い、下記により対応する。

#### 記

#### 出入国管理及び難民認定法第 5 条第 1 項第 14 号の適用について

- 1 法務大臣は、当分の間、中華人民共和国の省、自治区、直轄市又は特別行政区（以下「省等」という。）において、新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等があり、当該省等に滞在し又は居住する外国人の本邦への上陸を拒否すべき緊急性が高い場合には、本邦への上陸の申請日前 14 日以内に当該省等における滞在歴がある外国人及び当該省等において発行された同国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第 5 条第 1 項第 14 号に該当する外国人であると解するものとする。
- 2 法務大臣は、当分の間、本邦の港に入港する目的をもって航行している旅客船であって、同船舶内において新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがあるものに乗船する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第 5 条第 1 項第 14 号に該当する外国人であると解するものとする。
- 3 1 及び 2 に基づく取扱いについては、2 月 13 日午前 0 時（日本時間）から行うものとする。
- 4 1 及び 2 の変更については、別途閣議了解を行う。

## 別添 2

### ○ 入国管理の更なる強化

出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否の対象を拡大し、水際対策を強化して感染拡大を防止する。

1. 新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等があり、本邦への上陸を拒否すべき緊急性が高いものとして、本邦への上陸申請日前14日以内に、中華人民共和国湖北省に滞在歴がある外国人等<sup>1</sup>に加え、浙江省に滞在歴がある外国人及び同省で発行された旅券を所持する外国人についても、特段の事情がない限り、上陸拒否の対象とする<sup>2</sup>。

2. また、本邦の港に入港する目的をもって航行している旅客船であって、同船舶内において新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがあるものに乗船する外国人についても、特段の事情がない限り、上陸拒否の対象とする<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 国家安全保障会議決定及び閣議了解（令和2年1月31日）。

<sup>2</sup> 令和2年2月13日午前0時（日本時間）から実施（ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者については、対象としない）。

<sup>3</sup> 令和2年2月13日午前0時（日本時間）から実施。

事務連絡  
令和2年 2月13日

各港湾管理者担当課長 殿

四国地方整備局 港湾空港部  
港湾危機管理官

新型コロナウイルスに係る感染症への対応について(協力要請)

平素より港湾行政にご協力いただきありがとうございます。  
新型コロナウイルス感染症に関する政府の取り組みについて、港湾局総務課よりの事務連絡  
がありましたので周知いたします。

つきましては、関係部署、管内の市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者の皆様へも周  
知致しますので、宜しくお取り計らい願います。

事務連絡

令和2年2月12日

各地方整備局港湾空港部  
港湾危機管理官 殿  
北海道開発局港湾空港部  
空港・防災課長 殿  
沖縄総合事務局開発建設部  
港湾空港防災・危機管理課長 殿

港湾局海岸・防災課危機管理室長

新型コロナウイルスに係る感染症への対応について。(協力要請)

本日(2月12日)に政府新型コロナウイルス感染症対策本部及び国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部が開催されました。国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、国土交通大臣指示(別紙参照)がなされましたので周知いたします。

大臣指示の中では、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」号について、船会社や関係省庁等との連絡体制をしっかりと機能させ、同船及び乗員の状況の迅速かつ正確な把握に務め、これに応じた適切な対応を講じるように指示がありました。各局におかれましても、今後、同様な事案が発生するおそれがありますので、引き続き、港湾管理者や船社、その他関係機関との連携が確実に行われるよう、積極的な連絡調整をよろしくお願いします。

また、不特定多数の者が集まる庁舎・事務所等の施設において、消毒液の設置など感染症対策を実施していただきたくお願いします。

あわせて、別添の事務連絡を貴職所管の港湾管理者及び埠頭保安管理者あて周知していただきたくお願いします。

事 務 連 絡  
令和 2 年 2 月 12 日

各港湾管理者 殿

港湾局海岸・防災課危機管理室長

新型コロナウイルスに係る感染症への対応について（協力要請）

本日（2月12日）に政府新型コロナウイルス感染症対策本部及び国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部が開催されました。国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、国土交通大臣指示（別紙参照）がなされましたので周知いたします。

新型コロナウイルスに係る感染症への対応につきましては、2月6日付事務連絡「新型コロナウイルスに係る感染症への対応について（協力要請）」において、港湾関係機関との連絡調整について協力をお願いしているところですが、引き続きのご協力をお願いします。

また、不特定多数の者が集まる貴所管の施設において、消毒液の設置などの感染症対策を引き続きよろしくお願いします。

加えて、1月21日付事務連絡「新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について（協力依頼）」において、掲示の協力をお願いさせていただいている啓発ポスターについて、厚生労働省より、出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否の対象が湖北省に加え、浙江省にも拡大したことを踏まえた更新版（別添参照）の送付がありましたので、各検疫所等と調整のうえ、現在掲示されているポスターとの差し替えをよろしくお願いします。

令和2年2月12日

国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部  
大臣ご発言

- 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)<sup>コビッド</sup>については、感染の更なる拡大を防止するため、私からこの本部等を通じて随時指示を行い、全省を挙げて対策を講じているところです。
- まずはじめに、今回の事態により、影響を受けられたすべての方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- さて、1月29日に武漢市より帰国され、ホテル三日月に滞在されておられる方々176名が、今晚から順次、退去され、明日までに全員退去を完了する予定です。風評被害のおそれがあるにもかかわらず全力で対応に取り組まれているホテル、バス事業者等、関係事業者の皆様、温かく迎え入れていただいた勝浦市の皆様に感謝するとともに、心より敬意を表します。
- 他方で、横浜港のクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客・乗員の方々におかれては、船内における感染者の数が増加しているという深刻な事態の中、不安や心配を募らせておられるとお察しいたします。





○ クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」号については、乗客・乗員の方々の健康確保に最大限配意しつつ、新型コロナウイルスのPCR検査が進められていますが、感染者の数が増加している状況にあります。

国交省では、本日、厚生労働省とともに船内の状況把握のために担当官4人を船内対応として派遣するとともに、運航会社の日本支社へ派遣しているリエゾン要員を1名から4名に増員したところ です。

○ また、本今朝の政府対策本部の後の持ち回り閣議において、先日の閣議了解を見直し、新型コロナウイルス感染症がまん延している中国の地域から来訪する外国人に対して、また今後の他の船に対して感染症の発生のおそれがある事案を認知した場合における同船に乗船している外国人に対して、それぞれ政府として速やかに本邦への上陸を行わせない措置をとることができるよう、閣議了解が行われたところです。

○ その上で、今回は、<sup>こほく</sup>湖北省に加えて、感染者数等を総合的に判断して、<sup>せつこう</sup>浙江省を対象地域に追加し、同省に滞在歴がある外国人や同省の旅券を所持する外国人について、特段の事情がない限り、入国拒否の措置を講じることとされました。この措置は、明日2月13日午前0時から効力が発生することとなります。



- さらに、外務省においては、本日、在中国在留邦人及び海外渡航者に対し、情報収集等に万全を期すとともに、日本への早期の一時帰国や中国への渡航延期を至急検討するよう求める海外安全情報を発出したところです。

また、加えて、国土交通省職員の皆さんは、各現場において不眠不休で対応に当たっているところですが、引き続き健康に配慮しながら取り組んでもらいたいと思います。

- 以上のような状況を踏まえ、以下のとおり指示します。

1. 本日閣議で了解された措置に関しては、
  - ・ 引き続き、今後わが国に寄港する旅客船について、運航事業者から直接、または国内の代理店等を通じて、旅客の健康状態の把握に努め、関係機関に速やかに情報共有を行うなど、関係機関と緊密に連携を取りつつ適切に対応するほか、  
・ <sup>こほく</sup>湖北省、<sup>せつこう</sup>浙江省発行の旅券を所持している外国人等について上陸を認めない措置に関し、全ての航空事業者及び海運事業者並びに港湾管理者に対して、本措置の趣旨を踏まえて適切に対応するよう要請するなど、水際対策に万全を期してください。



2. クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」号については、船会社や関係省庁等との連絡体制をしっかりと機能させ、また、今般派遣された職員4名への十分な支援体制を構築しつつ、同船及び乗員の状況の迅速かつ正確な把握に努めるとともに、これに応じた適切な対応を講じてください。特に、海上保安庁においては、引き続き、巡視船艇による周辺海域の巡回を行うとともに、船内の静穏な環境の保持のため、必要に応じ、小型船に対して要請を行ってください。
3. 武漢からチャーター便で帰国された方々のうち、ホテル三日月に滞在されておられる方々については、今晚より順次帰宅していただくこととなっています。現地に派遣されている職員との連携を密に行い、円滑な帰宅に万全を期してください。
4. 公共交通機関や集客施設など不特定多数の者が集まる施設における感染症対策の観点から、新幹線駅・主要な在来線駅の構内や空港ターミナル内における消毒液の設置に加え、中国本土から日本に運航して夜間駐機を行う本邦航空会社全機の機内消毒など、利用者の感染拡大防止に万全を期してください。
5. 外務省の海外安全情報を踏まえ、引き続き、旅行業協会等に対し、中国へのツアー企画等の中止を念頭に慎重な判断を行うよう要請するなど、旅行者の安全確保に万全を期してください。



6. JNTO のコールセンターや SNS 等による訪日外国人旅行者への情報発信や、風評被害対策、観光業界等への影響の把握など、これまでの対策本部における私の指示を、引き続き着実に実施してください。

○ 引き続き目まぐるしく状況が変化しておりますが、関係省庁と緊密に連携し対応するとともに、現地の情報を十分に把握し、その状況に応じて適時適切な対応を図っていただくようお願いします。

○ 私からは以上です。

【重要なお知らせ】

中華人民共和国において  
新型コロナウイルス感染症が発生しています！

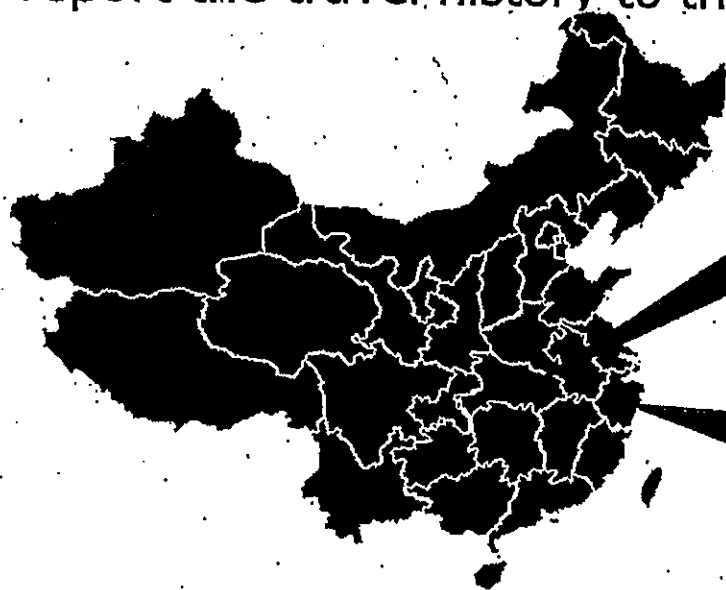
過去14日以内に**中国湖北省、浙江省**に滞在  
したことがある方は、**検疫官**にその旨を申告する義務  
があります。

中国发生新型冠状病毒肺炎！

过去14天内逗留过**中国湖北省、浙江省**  
的旅客皆有向**检疫人员**报告的义务。

Novel coronavirus infection has occurred in the  
People's Republic of China!

Passengers who have visited **Hubei province,**  
**Zhejiang province** in the past 14 days are obliged to  
report the travel history to the **quarantine officer.**



湖北省

Hubei Province

浙江省

Zhejiang Province



厚生労働省 検疫所

事務連絡  
令和2年2月17日

各港湾管理者担当課長 殿

四国地方整備局 港湾空港部  
港湾危機管理官

新型コロナウイルス対策の徹底について(周知徹底)

平素より港湾行政にご協力いただきありがとうございます。

本日(2月17日)厚生労働大臣より「新型コロナウイルスを防ぐには」(別紙)が発表され、国民に日常生活で気をつけることとして「咳エチケット」や「発熱等の風邪の症状がみられるときは、学校や会社を休む」等が呼びかけられました。

つきましては、港湾局海岸・防災課危機管理室長から各港湾管理者様に対し別添のとおり事務連絡が発出されましたので、貴所属職員に対し周知徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

事務連絡  
令和2年2月17日

各港湾管理者 殿

港湾局海岸・防災課危機管理室長

新型コロナウイルス対策の徹底について（周知徹底）

本日（2月17日）、厚生労働大臣より、「新型コロナウイルスを防ぐには」（別紙）が発表され、国民に日常生活で気をつけることとして、「咳エチケット」や「発熱等の風邪の症状がみられるときは、学校や会社を休む」等が呼びかけられました。

つきましては、職員全員へ「新型コロナウイルスを防ぐには」（別紙）を周知していただき、引き続きアルコール消毒液の設置等による感染対策を行うとともに、発症時の対応の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

事務連絡  
令和2年2月17日

各地方整備局港湾空港部  
港湾危機管理官 殿  
北海道開発局港湾空港部  
空港・防災課長 殿  
沖縄総合事務局開発建設部  
港湾空港防災・危機管理課長 殿

港湾局海岸・防災課危機管理室長

#### 新型コロナウイルス対策の徹底について（周知徹底）

本日（2月17日）、厚生労働大臣より、「新型コロナウイルスを防ぐには」が発表され、国民に日常生活で気をつけることとして、「咳エチケット」や「発熱等の風邪の症状がみられるときは、学校や会社を休む」等が呼びかけられました。

つきましては、別添の事務連絡を貴職所管の港湾管理者及び埠頭保安管理者あて周知徹底していただきたくよろしく申し上げます。



# 新型コロナウイルスを防ぐには

## 新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

## 日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

**発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。**

**発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。**

## こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、  
専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。  
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/  
kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)



## 一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

### <都道府県の連絡欄>

--

令和2年2月17日改訂版

元教保第11717-4号  
令和2年2月17日

各市町（学校組合）教育委員会教育長 殿

香川県教育委員会事務局  
保健体育課長  
（公印省略）

中国から帰国した児童生徒等への対応について  
〔追加1報（浙江省の追加）〕  
（令和2年2月13日現在）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありましたので、お知らせいたします。

2月12日の閣議了解等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、本邦への上陸申請日前14日以内に中華人民共和国湖北省に滞在歴がある外国人等に加え、浙江省に滞在歴がある外国人等についても、上陸拒否の対象とすることとされました。

この方針を踏まえ、「中国から帰国した児童生徒等への対応について（2/10現在）（通知）」（令和2年2月10日付け元初健食第43号）に関し、下記のとおり情報を追加します。

つきましては、このことについて、貴管下の各学校（園）に周知いただくとともに、別紙の内容を十分に御理解の上、適切な対応をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後も文部科学省から、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する必要があることを申し添えます。

記

中華人民共和国浙江省から帰国または浙江省在住の方と接触があった児童生徒等についても、同国湖北省から帰国または湖北省在住の方と接触があった児童生徒等と同様の扱いとする（詳細は別紙1及び別紙2を参照）

元教保第11717-4号  
令和2年2月17日

各県立学校長 殿

保健体育課長  
(公印省略)

中国から帰国した児童生徒等への対応について  
[追加1報(浙江省の追加)]  
(令和2年2月13日現在)

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありましたので、お知らせします。

2月12日の閣議了解等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、本邦への上陸申請日前14日以内に中華人民共和国湖北省に滞在歴がある外国人等に加え、浙江省に滞在歴がある外国人等についても、上陸拒否の対象とすることとされました。

この方針を踏まえ、「中国から帰国した児童生徒等への対応について(2/10現在)(通知)」(令和2年2月10日付け元初健食第43号)に関し、下記のとおり情報を追加します。

ついては、このことについて、別紙の内容を十分に御理解の上、適切な対応をお願いします。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後も文部科学省から、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する必要があることを申し添えます。

記

中華人民共和国浙江省から帰国または浙江省在住の方と接触があった児童生徒等についても、同国湖北省から帰国または湖北省在住の方と接触があった児童生徒等と同様の扱いとする(詳細は別紙1及び別紙2を参照)



事務連絡  
令和2年2月13日

**【重要】**

昨日（2月12日）の閣議了解等を踏まえ、中華人民共和国湖北省に加え、浙江省に滞在歴がある外国人等についても、上陸拒否の対象とすることとされました。

この方針を踏まえ、「中国から帰国した児童生徒等への対応について（2/10現在）（通知）」（令和2年2月10日付け元初健食第43号）に関し、下記の通り情報を追加しますので、関係各位におかれては一度お目通しくださいますようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
各国公立大学法人担当課  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

中国から帰国した児童生徒等への対応について

[追加1報（浙江省の追加）]

（令和2年2月13日現在）

昨日（2月12日）の閣議了解等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、本邦への上陸申請日前14日以内に中華人民共和国湖北省に滞在歴がある外国人等に加え、浙江省に滞在歴がある外国人等についても、上陸拒否の対象とすることとされました。

この方針を踏まえ、「中国から帰国した児童生徒等への対応について（2/10現在）（通知）」（令和

2年2月10日付け元初健食第43号)に関し、下記の通り情報を追加します。

なお、今後も文部科学省から、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合がありますことを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

#### 記

中華人民共和国浙江省から帰国または浙江省在住の方と接触があった児童生徒等についても、同国湖北省から帰国または湖北省在住の方と接触があった児童生徒等と同様の扱いとする（詳細は別紙1及び別紙2を参照）。

#### <本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課  
学校保健対策専門官

TEL : 03-6734-2976

中国から帰国した児童生徒等への対応について

(児童生徒等の保健管理部分のみ抜粋)

(2月13日時点更新)

<中国から帰国した児童生徒等の保健管理>

- (1) 中国(香港, マカオを含む。以下同じ。)から帰国した幼児・児童・生徒・学生(以下「児童生徒等」という。)(※1)については, 次の場合分けに従って対応すること。  
(※1) 武漢市からチャーター機で帰国した児童生徒等については, 2週間の経過観察を経るため, 適用しない。

A) 湖北省若しくは浙江省から帰国又は湖北省若しくは浙江省在住の方と接触があった児童生徒等

- ① 帰国日から2週間以内に発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状(以下単に「症状」という。)がある児童生徒等  
他の人との接触を避け, マスクを着用し, すみやかに本人又は保護者から最寄りの「帰国者・接触者相談センター」(※2)(以下「センター」という。)に電話相談していただくとともに, センターから紹介された医療機関の受診結果を本人又は保護者から聴取の上, 必要に応じ, 学校保健安全法に基づく出席停止の措置をとること。  
(※2) センターが設置されるまでの間は最寄りの保健所。

② 現に症状がない児童生徒等

現に症状がないものについては, 特に帰国後2週間は, 本人又は保護者との連絡を密にし, 外出を控え, 自宅に滞在していただくよう要請するなど, 厳重な健康観察等を行うこと。症状が出現した場合には, 上記①の対応とする。

(参考) 保健所管轄区域案内(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/hokenjo/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/)

B) 湖北省及び浙江省を除く中国から帰国し, 湖北省及び浙江省在住の方と接触がない児童生徒等

① 帰国日から2週間以内に症状がある児童生徒等

他の人との接触を避け, マスクを着用するなどし, すみやかに近くの医療機関を受診していただくとともに, 受診結果を本人又は保護者から聴取の上, 必要に応じ, 学校保健安全法に基づく出席停止の措置をとること。

② 現に症状がない児童生徒等

特に帰国後2週間は、本人又は保護者との連絡を密にし、厳重な健康観察等を行うこと。症状が出現した場合には、上記①の対応とする。

(参考) 厚生労働省ホームページ上の「新型コロナウイルスに関するQ&A」(令和2年2月7日時点版)によれば、世界保健機関(WHO)のQ&Aによれば、現時点の潜伏期間は1-12.5日(多くは5-6日)とされており、また、他のコロナウイルスの情報などから、感染者は14日間の健康状態の観察が推奨されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_ga\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html)







元教保第12497号  
令和2年2月19日

各市町（学校組合）教育委員会教育長 殿

香川県教育委員会事務局  
保健体育課長  
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症への対応の関連情報について

このことについて、令和2年2月17日付け元教保第11717-4号に基づき対応していただいているところですが、このたび別添のとおり、香川県薬務感染症対策課から関連情報の提供がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴管下の各学校（園）に周知いただくとともに、下記関連情報ホームページ等を参考の上、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症への対応に係る情報について、児童生徒等、保護者及び教職員等に周知するなど、感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後も文部科学省等から、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する可能性があることを申し添えます。

記

〈関連情報ホームページ〉

- 香川県感染症情報ホームページ 新型コロナウイルス感染症について  
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/kansenshoujouhou/kansen/sr5cfn200127213457.shtml>
- 厚生労働省ホームページ 保健所管轄区域案内（香川県）  
[https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/hokenjo/h\\_37.html](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/hokenjo/h_37.html)
- 厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルス感染症  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- 新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusya\\_sessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusya_sessyokusya.html)

元教保第12497号  
令和2年2月19日

各県立学校長 殿

保健体育課長  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症への対応の関連情報について

このことについて、令和2年2月17日付け元教保第11717-4号に基づき対応していただいているところですが、このたび別添のとおり、香川県薬務感染症対策課から関連情報の提供がありましたので、お知らせします。

ついては、下記関連情報ホームページ等を参考の上、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症対策への対応に係る情報について、児童生徒等、保護者及び教職員等に周知するなど、感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後も文部科学省等から、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合がありますを申し添えます。

### 記

〈関連情報ホームページ〉

○香川県感染症情報ホームページ 新型コロナウイルス感染症について

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/kansenshoujouhou/kansen/sr5cfn200127213457.shtml>

○厚生労働省ホームページ 保健所管轄区域案内 (香川県)

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/hokenjo/h\\_37.html](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/hokenjo/h_37.html)

○厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルス感染症

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

# 新型コロナウイルスを防ぐには

## 新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

## 日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

**発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。**

**発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。**

## こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)



## 一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)  
受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

### <都道府県の連絡欄>

香川県帰国者・接触者相談センター設置場所(8時30分~17時15分)(土日祝日含む)

小豆保健所	0879-62-1373	東讃保健所	0879-29-8261
中讃保健所	0877-24-9962	西讃保健所	0875-25-2052
高松市保健所	087-839-2870		

※夜間のご相談は、同じ番号で夜間受付を經由して応じます。  
一般の新型コロナウイルス感染症のご相談は17時15分で終了します。

令和2年2月17日改訂版

元教保第12527号  
令和2年2月19日

各市町（学校組合）教育委員会教育長 殿

香川県教育委員会事務局  
保健体育課長  
（公印省略）

#### 児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対処について

このことについて、別添写しのとおり文部科学省総合教育局生涯学習推進課等から事務連絡がありましたので、お知らせいたします。

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、事態に迅速に対処するため、文部科学省と厚生労働省において協議の上、当面の間の対応について、別紙の通り取りまとめられました。

つきましては、このことについて、貴管下の各学校（園）に周知いただくとともに、別紙の内容を十分に御理解の上、適切な対応をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後も文部科学省から、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する必要があることを申し添えます。

元教保第12527号  
令和2年2月19日

各県立学校長 殿

保健体育課長  
(公印省略)

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

このことについて、別添写しのとおり文部科学省総合教育局生涯学習推進課等から事務連絡がありましたので、お知らせします。

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、事態に迅速に対処するため、文部科学省と厚生労働省において協議の上、当面の間の対応について、別紙の通り取りまとめられました。

ついては、別紙の内容を十分に御理解の上、適切な対応をお願いします。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後も文部科学省から、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する可能性があることを申し添えます。





事 務 連 絡  
令和2年2月18日

**【重要】**

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の出席停止及び臨時休業について、現時点での考え方を示しますので、関係各位におかれては御一読をお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育局生涯学習推進課  
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課  
文部科学省高等教育局企画課

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、事態に迅速に対処するため、文部科学省と厚生労働省において協議の上、当面の間の対応について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設

置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○公立学校（高等学校段階まで）

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○私立学校

高等教育局 私学部 私学行政課（内2533）

○国立大学附属学校

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

○国立大学

高等教育局 国立大学法人支援課（内3760）

○公立大学

高等教育局 大学振興課（内3370）

○高等専門学校

高等教育局 専門教育課（内3347）

○専修学校・各種学校

総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室（内2939）

(別紙)

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応

(2月18日時点)

【発生情報の学校等への連絡について】

1. 新型コロナウイルス感染症に罹患した児童生徒等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）第12条第1項の届け出を受けた都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、本人又は保護者の同意を得て、届け出を受けた内容について、学校の設置者及び学校と情報を共有する。  
(市区町村立の学校である場合には、都道府県等は、当該児童生徒等が在籍する学校が所在する市区町村に連絡し、連絡を受けた市区町村は、学校の設置者及び学校に連絡する。)

【出席停止の措置及び臨時休業の判断について】

2. 校長は、当該児童生徒等に対して、治癒するまでの間、学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）第19条の出席停止の措置を取る。また、学校の設置者及び学校は、都道府県等が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力する。
3. 都道府県等は、主に地域での流行早期の段階に行われる公衆衛生対策の観点からの休業の必要性の有無について判断し、必要であると判断した場合、学校の設置者に対し、学校の全部または一部の臨時休業を要請する。  
また、都道府県等は、感染のおそれがある児童生徒等について、必要と認められた場合には、校長に対し、出席停止の措置を取るよう要請する。
4. 都道府県等から臨時休業の要請がない場合であっても、学校の設置者は、例えば、地域ですでに感染が拡大しており、学校において多数の発症者がいる場合などには、学校運営上の対策を講じる目的などの観点から必要な臨時休業を行うことができる。その場合には休業等に伴う学習面への影響等を十分に考慮し、必要に応じて都道府県等と相談の上、判断することが重要である。

(参考) 学校保健安全法

第十九条 校長は、感染症にかかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

【地域住民や保護者への情報提供等】

5. 都道府県等は、地域の住民等に対し、正しい理解を得るための必要な情報を提供するとともに、学校の設置者と連携して、学校を通じ、保護者等に対しても、同様に情報を提供する。



元教保第12537号  
令和2年2月19日

各市町（学校組合）教育委員会教育長 殿

香川県教育委員会事務局  
保健体育課長  
（公印省略）

### 学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありましたので、お知らせいたします。

国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されている中、今後は、国内での感染をできる限り抑えることが重要となってきています。このため、改めて別添の感染症対策のポイントを御確認いただくとともに、児童生徒等に対しては、現在の知見の下での適切な知識をもとに、発達段階に応じた感染症対策の御指導をお願いいたします。

つきましては、貴管下の各学校（園）に周知いただくとともに、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、下記関連情報ホームページで最新の情報を収集し、必要に応じて、児童生徒等、保護者及び教職員等に周知するとともに、学校における感染症対策に万全を期すようお願いいたします。

### 記

#### ○関連情報ホームページ

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

- ・新型コロナウイルス感染症対策の対応について（内閣官房ホームページ）

[http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

- ・海外安全ホームページ（外務省ホームページ）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsपोthazardinfo\\_009.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsपोthazardinfo_009.html#ad-image-0)

- ・学校において予防すべき感染症の解説（日本学校保健会ホームページ）

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/211>

元教保第12537号  
令和2年2月19日

各県立学校長 殿

保健体育課長  
(公印省略)

### 学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありましたので、お知らせします。

国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されている中、今後は、国内での感染をできる限り抑えることが重要となってきました。このため、改めて別添の感染症対策のポイントを御確認いただくとともに、児童生徒等に対しては、現在の知見の下での適切な知識をもとに、発達段階に応じた感染症対策の指導をお願いします。

については、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、下記関連情報ホームページで最新の情報を収集し、必要に応じて、児童生徒等、保護者及び教職員等に周知するとともに、学校における感染症対策に万全を期すようお願いします。

### 記

#### ○関連情報ホームページ

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について (文部科学省ホームページ)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

- ・新型コロナウイルス感染症対策の対応について (内閣官房ホームページ)

[http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

- ・新型コロナウイルス感染症について (厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

- ・海外安全ホームページ (外務省ホームページ)

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsphazardinfo\\_009.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsphazardinfo_009.html#ad-image-0)

- ・学校において予防すべき感染症の解説 (日本学校保健会ホームページ)

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/211>



事務連絡  
令和2年2月18日

**【重要】**

新型コロナウイルスの国内での感染をできる限り抑えることが重要となっています。発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するなど、対策のポイントをまとめましたので関係各位におかれては御一読いただきますようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
各国公立大学法人担当課  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について

国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されている中、今後は、国内での感染をできる限り抑えることが重要となってきています。このため、改めて下記のとおり感染症対策のポイントをお知らせしますので、学校における感染症対策に万全を期すようお願いいたします。幼児・児童・生徒・学生（以下、「児童生徒等」という。）に対しては、現在の知見の下での新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、発達段階に応じた感染症対策の指導をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、各教

育委員会等においても、関連ホームページで最新の情報を収集し、必要に応じて、児童生徒等、保護者及び教職員等に周知していただきますよう、引き続きよろしく願いいたします。その際、文部科学省ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症に関する対応についての特設ページも適宜ご活用ください。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1. 基本的な感染症対策の徹底

手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底するよう指導してください。

### 2. 日常の健康管理や発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるよう指導してください。また、保護者との連携を密にし、健康観察を徹底して行い、児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導するとともに、教職員についても同様の対応を促してください。

自宅休養した場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。その場合、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにしてください。また、このことについて、児童生徒及び保護者等にも、必要に応じて周知してください。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安は以下のとおりです。ただし、教育委員会や学校等の判断で、独自の基準等を設けている場合は、当該運用に従っていただいて構いません。

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ・医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合



### 3. 適切な環境の保持

適切な環境の保持のため、教室等のこまめな換気を心がけるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めるよう適切な措置を講じてください。

### 4. 卒業式などの学校行事等における感染症対策

卒業式などの学校行事や入学試験など、大勢の人が長時間同じ空間にいる場合には、こまめな換気を実施するとともに、会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなど、可能な範囲での対応を検討してください。

(参考情報)

#### ○関連情報ホームページ

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)
- ・新型コロナウイルス感染症対策の対応について（内閣官房ホームページ）  
[http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)
- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- ・海外安全ホームページ（外務省ホームページ）  
[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsपोthazardinfo\\_009.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsपोthazardinfo_009.html#ad-image-0)
- ・学校において予防すべき感染症の解説（日本学校保健会ホームページ）  
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/211>

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課  
保健指導係

TEL : 03-6734-2918



## 新型コロナウイルス感染症による影響と対策について

部局	影響	対策
健康福祉部	<p>・「帰国者・接触者相談センター」に、県民の方からは、感染への不安、検査についての相談等 333 件、医療機関からは、湖北省に渡航歴がある人が診察に来た場合の対応や、夜間、休日の対応についての相談等 72 件が寄せられている。</p> <p>(2月19日時点)</p>	
商工労働部	<p>・商工労働部の中小企業対策相談窓口で、1月31日から相談に対応しているが、1件の相談が寄せられており、資金繰りに関する内容であった。</p> <p>・経済産業省が1月29日に設置した県内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口（四国経済産業局など15か所）」に確認したところ、計5件の相談が寄せられており、いずれも資金繰りに関する内容であった。</p> <p>・今後、中国の生産活動や物流が停滞すると、中国から原材料や部品等の調達を行っている企業、中国に輸出を行っている企業を中心に、県内企業の生産活動にも影響が出てくるものと考えている。</p> <p>(2月20日時点)</p>	<p>・国の緊急対応策を踏まえ、影響を受けた県内中小企業への今後の支援策について検討する。</p>
交流推進部	<p>・高松・上海線については、本年2月から3月の計36往復が運休となり、この間における同路線の利用者数は、去年同期と比較して約1万3千人の減となる見込み。</p> <p>・県内の宿泊施設等へ聞き取りを実施したところ、現段階では、具体的なキャンセル数等については把握できていないが、中国を中心とした海外からの団体旅行等のキャンセルや、海外への旅行商品の催行停止などに加え、国内旅行におけるキャンセルも出始めている。</p>	<p>・各航空会社や旅行会社など関係者からの情報収集に努める。</p> <p>・今後、事態の収束が図られた際には、速やかに同路線の運航再開に向けた活動や、国内外からの誘客活動に積極的に取り組む。</p>



## 新型コロナウイルスの感染拡大の影響で中止となった行事

(令和2年2月18日時点)

行事名、開催日等	中止の理由
香川県災害医療コーディネート研修 (主催 県) 令和2年2月15日・16日 (香川県庁)	講師である医師が、新型コロナウイルス感染症対応のために来県できなくなったため
医療機関における集団感染対応研修会 (主催 県) 令和2年2月19日 (香川県庁)	
ダイヤモンド・プリンセス寄港歓迎イベント (主催 県) 令和2年3月3日 (高松港コンテナターミナル)	ダイヤモンド・プリンセスの就航が中止となったため
四国経済連合会・中華民国工商協進会 MOU 締結1周年記念 四国・台湾貿易投資促進シンポジウム (主催 四国経済連合会) 令和2年3月3日 (かがわ国際会議場)	中華民国工商協進会の訪日が中止となったため





## イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

令和2年2月20日

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、国民や事業主の皆様方のご協力をお願いいたします。

最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。

イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いいたします。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません。

また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただきたい。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただきたい。

国民の皆様においては、風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いいたします。特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多いところはできれば避けていただくなど、感染予防に御注意いただくよう、お願いいたします。

そのためには、学校や企業、社会全体における理解に加え、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であります。関係の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととしています。





別添

事務連絡  
令和2年 2月20日

各港湾管理者担当課長 殿

四国地方整備局 港湾空港部  
港湾危機管理官

新型コロナウイルス感染対策の徹底について(周知要請)

平素より港湾行政にご協力いただきありがとうございます。

標記につきまして、港湾局海岸・防災課危機管理室長から各港湾管理者様に対し別添のとおり事務連絡が発出されましたので、貴所属職員に対し周知していただきますようよろしく申し上げます。

事務連絡  
令和2年2月20日

各地方整備局港湾空港部  
港湾危機管理官 殿  
北海道開発局港湾空港部  
空港・防災課長 殿  
沖縄総合事務局開発建設部  
港湾空港防災・危機管理課長 殿

港湾局海岸・防災課危機管理室長

新型コロナウイルス感染対策の徹底について（周知要請）

標記につきましては、2月17日に厚生労働省より「新型コロナウイルスを防ぐには」が発表されましたが、別途、どのような方がどのような場合に相談・受診いただくべきかの目安を示した「相談・受診の目安」（別紙1参照）がとりまとめられましたので周知いたします。

さらに、本日厚生労働大臣の記者会見において「イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討してもらいたい。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではない。」「新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すものとする。」旨の発言があり、厚生労働省から「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」（別紙2参照）が公表されましたので周知します。貴職におかれましては、本趣旨に鑑み、イベント等を開催する際には、適切な対応に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

また、別添の事務連絡を貴職所管の港湾管理者及び埠頭保安管理者あて周知していただきたくよろしくお願いいたします。

事 務 連 絡

令和 2 年 2 月 20 日

各港湾管理者 殿

港湾局海岸・防災課危機管理室長

新型コロナウイルス感染対策の徹底について（周知要請）

標記につきましては、2月17日付事務連絡「新型コロナ対策の徹底について(周知徹底)」において、厚生労働省より発表された「新型コロナウイルスを防ぐには」について周知させていただいたところではありますが、別途、どのような方がどのような場合に相談・受診いただくべきかの目安を示した「相談・受診の目安」（別紙1参照）がとりまとめられましたので周知いたします。

また、2月17日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より、「発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控えていただく」旨の発言がありました。

発熱等の風邪症状が見られるときの対応については、企業や社会全体における理解が必要であり、職員の方々が休みやすい環境整備が大切であることから、貴職におかれましては、本趣旨に鑑み、こうした環境整備を進めていただくとともに、可能な範囲で職場における時差出勤やテレワークの活用等に特段のご配慮をお願いします。

さらに、本日厚生労働大臣の記者会見において「イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討してもらいたい。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではない。」、「新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すものとする。」旨の発言があり、厚生労働省から「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」（別紙2参照）が公表されましたので周知します。貴職におかれましては、本趣旨に鑑み、イベント等を開催する際には、適切な対応に努めていただきますようよろしくお願いします。

## 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

## 1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

## 2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
  - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方  
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
  - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

- ・ 高齢者
- ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
- ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

## 3. 相談後、医療機関にかかる時のお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。



## イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

令和2年2月20日

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、国民や事業主の皆様方のご協力をお願いいたします。

最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。

イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いいたします。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません。

また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただきたい。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただきたい。

国民の皆様においては、風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いいたします。特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多いところはできれば避けていただくなど、感染予防に御注意いただくよう、お願いいたします。

そのためには、学校や企業、社会全体における理解に加え、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であります。関係の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととしています。

